

第2次うらやす男女共同参画プラン

事業調査報告書

—平成26年度実施事業—

平成27年10月

市長公室企画政策課 人権・男女共同参画係

目 次

I. 事業調査の概要	1
II. 事業調査結果の概要	
課題 1	3
課題 2	5
課題 3	7
課題 4	8
課題 5	9
課題 6	11
課題 7	12
課題 8	14
III. 結果の詳細	
課題 1	16
課題 2	24
課題 3	32
課題 4	35
課題 5	38
課題 6	43
課題 7	47
課題 8	53
別紙 1	55
別紙 2	56

I. 事業調査の概要

1. 調査の目的：男女共同参画施策を総合的・計画的に推進していくため、毎年度、各課の事業の実施状況を把握することを目的に調査を実施しました。
2. 調査方法：記述式（調査票）
3. 調査の概要
 - ① 調査期間：平成 27 年 5 月 21 日～平成 27 年 6 月 2 日
 - ② 調査内容：別紙 1（記入例）
平成 26 年度の実施状況／事業実績／事業評価（担当課評価）
事業実施上の課題／次年度以降の事業の方向性
4. 「第 2 次うらやす男女共同参画プラン」（以下、「第 2 次プラン」）について
 - ① 第 2 次プランは 2 つの重点課題を含む 8 つの課題を掲げ、施策の方向、基本事業、具体的な取り組み、取り組みの内容、担当部署で構成されています。

「課題」 ★：重点課題

解決すべき課題を掲げ、それぞれの課題の背景について明記しました。

課題 1：男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

課題 2：ワーク・ライフ・バランスの推進

課題 3：あらゆる分野に参画する機会の確保

課題 4：★防災における男女共同参画の推進

課題 5：男女が共に安心して暮らせる環境の整備

課題 6：性への理解と生涯を通じた健康支援

課題 7：★人権の擁護・救済のための取り組みの強化

課題 8：推進体制の強化

「施策の方向」

課題解決に向けたそれぞれの施策のねらいを明記しました。

「具体的な取り組み」と「取り組みの内容」

施策を推進するための個々の事業を包括的にとらえ、まとめました。

② 「実施区分」

- A：毎年度実施
- B：26年度までに実施
- C：28年度までに実施

③ 「目標値」：別紙2

数値化が可能で定期的に計ることができる項目に関して、目標値を設定しました。

④ 「担当課評価」について

- ・調査票の「事業評価」を「担当課評価」として記しました。

「担当課評価」

- 3：前年度以上の数値等を上げることができた
- 2：例年どおりの実績である
- 1：前年度以下の実績であった

5. その他

平成27年度組織変更により担当課名の変更に基づいて記載しました。

(旧) (新)

こども家庭課 → こども課

女性プラザ → 男女共同参画センター

Ⅱ. 事業調査結果の概要

課題1：男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

【施策の方向】

1. 男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します
2. 男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します
3. 次世代に向けた男女平等や自立を育む教育を推進します

【主な結果概要】

- ・図書館において男女共同参画センターの利用案内、所蔵目録を設置、配布を行った。
- ・メディアリテラシーとして、図書館ではインターネット検索や商工会議所と共催の「創業支援セミナー」を通じて、情報収集について講座を開催した。また、子どもを対象とした図書館の仕事を体験を通じて図書館の利用の促進を図った。また、指導課では小中学校でICT（情報通信技術）を授業の実施、中学校で人権に配慮した情報の活用について指導を行った。
- ・男女共同参画センターでは、「子育てがラクになる女性学講座」として、女性を対象にジェンダー、性別役割分業、リプロダクティブヘルス/ライツを盛り込んだ内容で実施した。
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発は、「女性ホルモン塾@うらやす～キレイなからだ、心をつくるホルモン」をテーマに講座を開催した。
- ・「男性介護」について男女共同参画センター発行の情報紙「うらやすP-Life」の特集として市民と専門家のインタビュー掲載し、男性介護者への理解を促す内容に務めた。
- ・女性の自立支援、男女のエンパワーメントを目的に男女共同参画センター主催「企業準備講座」の開催、父子を対象にした「パパと一緒に手作りおもちゃでGO!」を開催した。
- ・女性セミナーや女性史など、4館の公民館（堀江・富岡・美浜・日の出）で、女性対象に全8講座を開催した。
- ・男女共同参画センターでは「女性の活躍とダイバーシティ」をテーマに市職員を対象に研修会を実施し、女性管理職登用の理解を促した。
- ・男女平等教育推進として保育園や幼稚園でジェンダーに関わる色の選択や言葉かけはしないなど、職員間で研修会を通じて共通理解を行った。
- ・指導課では小中学校を通じて「浦安市教育ビジョン」に基づき発達段階に応じた男女平等意識を含めた人権意識の醸成に努め、児童生徒の性別役割分業意識をなくすために、男女混合名簿の導入などを行った。また、人権教育を指導する教職員対象に人権教育研修会を実施し、資質向上を図った。
- ・全小中学校で「キャリア教育全体計画」を作成し推進した。

- ・性教育は各小中学校で学習指導要領に基づき実施しているほか、外部の講師を招いて、「いのちの教育」として性教育も含んだ講演会を小学5年生と中学2年生を対象に実施した。また、中学3年生を対象に性感染症やエイズの予防教育を実施した。
- ・教職員を対象に人権として性的マイノリティの理解やデートDVについて研修を行った。
- ・健康増進課では思春期の保護者を対象に「思春期から妊娠・出産を考える」をテーマに講座を実施した。

【課題】

- ・男女共同参画センターの名称と愛称のルピナスの認知度を上げる。
- ・各関係機関（公民館・市民大学）と連携を強化し、男女共同参画の理解促進のための講座等を開催する。
- ・男性にとっての男女共同参画の理解を促す講座や情報提供をする。

課題2：ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の方向】

- 1.ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します
- 2.就業継続に向け保育や子育てを支援します
- 3.職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します

【主な結果概要】

- ・ワーク・ライフ・バランスの啓発は商工観光課が市内事業所に対して関連するパンフレット等を配布するなど啓発を行った。
- ・庁内では人事課が育児、介護休暇制度、超過勤務の見直しなど、各課に通知し促進をはかった。
- ・就業継続に向け保育や子育てを支援では、保育の事業の充実として、保育幼稚園課が明海地区に幼保連携型認定こども園を開園した。
また、認可外保育施設3園を認可保育所にし、公立幼稚園8園を認定こども園へ移行し、既存施設に対しても、維持補修を行った。預かり保育については公立幼稚園6園で実施した。
- ・育児支援の充実として、青少年課では18の児童育成クラブで実施した。また、改正児童福祉法に基づき「浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例」を制定した。
- ・ファミリーサポートセンター事業を浦安市社会福祉協議会に委託し事業を行い、延べ件数5,634件の利用があった。
- ・子育て短期支援事業をこども課で行い、3世帯3名の利用があった。
- ・こども家庭支援センターでは保護者の方が、出産前後や病気などで、家事・育児ができないとき、周りからの支援（夫や親など）が充分に見込めないご家庭に派遣しサポートするエンゼルヘルパー派遣を実施し、178世帯の利用があった。
- ・小学生の放課後居場所づくりや青少年の交流の場をとおして、学校施設や青少年館を利用して行った。
- ・職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援として女性の再就職、キャリアアップの促進として、商工観光課、公民館、男女共同参画センターでセミナーや講座を開催した。
- ・労働・社会保険相談を毎月2回実施したところ、29件の相談があり、うち女性は13件の相談があった。
- ・労働に関する相談（法律、制度、社会保険、介護保険制度等）の周知を広報および市のHP、パンフレット等で周知を行った。
- ・健康増進課で出産準備・乳幼児の育児に関する講座を、妊婦及び父親を対象に講座を実施した。

- ・家事、育児、介護に関する講座は公民館、男女共同参画センターで実施した。6施設の公民館、男女共同参画センターで、男性参加を促す講座を開催した。
- ・男女共同参画センター主催の「女（ひと）と男（ひと）うらやすかがやきフォーラム」でワーク・ライフ・バランス、男性育児をテーマに開催し若い世代の参加を促した。
- ・地域参画の推進として、協働推進課が市民活動フェスティバル、まちづくり講演会、若者のための夏休みボランティア 2014 を行った。

【課題】

- ・市職員の男性育児休業取得者数を目標値に近づけるよう努める。
- ・認定こども園の開園や理由を問わない短時間の一時預かり事業を展開したことにより、待機児童数が前年度より減少したが、保育士の確保が必要である。
- ・育児講座など勤労妊婦の増加傾向に伴って、ニーズに合わせた事業展開を行う必要がある。
- ・ワーク・ライフ・バランスを啓発していく上で、子育て世代の男性対象とした講座が挙げられるが、男性参加者が少ないことから、講座、講演会等の募集の告知や内容に工夫し、参加者数を増やす。

課題3：あらゆる分野に参画する機会の確保

【施策の方向】

- 1.政策・方針決定過程女性の参画を促進します。
- 2.地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します。
- 3.審議会等における委員構成の男女比の適正化を図ります。

【主な結果概要】

- ・政策・方針決定過程への女性参画の促進として、市内事業所への啓発として商工観光課がパンフレット設置や配布及び千葉県が行った女性活躍セミナーの参加を促した。
- ・庁内では人事課が性別によるかたよりのない職場環境の整備として、所属長に対し男女間の格差のない職務分担を行うよう指導した。
- ・地域活動として、市民活動センターを通して行っている。また、自治会加入の促進として自治会連合会の広報紙を通じて行った。
- ・市民との協働の一環として、男女共同参画センターが開催している「女（ひと）と男（ひと）うらやすかがやきフォーラム」で、市内の女性団体によるイベントブースやフォーラムの受付、講演会の司会を市民に依頼して行った。
- ・審議会等の女性の委員の比率を3割以上と定め、積極的な女性の登用を促した。

【課題】

- ・市役所女性管理職について、課長級が15.2%（平成27年4月1日現在）で、前年度よりアップした。また、中学校の教頭職以上の女性の割合は25年度18.8%に対し26年度は22.0%と高くなった。引き続き目標値に近づけるよう努める。

課題4：防災における男女共同参画の推進

【施策の方向】

1. 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立します。
2. あらゆる人に配慮した防災体制を確立します。

【主な結果概要】

- ・地域防災計画（震災編）の改定にあたって内閣府「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」及び男女共同参画センターからの意見を参考に策定した。
- ・自主防災組織への女性の参画として、平成24年度より自治会で自主防災組織連絡協議会が設立され、男女の参加による意見交換を行った。
- ・女性消防団の割合は136人中20人（14.7%）で、25年度（13.4%）よりアップした
- ・全国女性消防団員活性化ちば大会が浦安市を会場に行われた。開催にあたって会場運営を県内の女性消防団員と協力し実施した。
- ・自治会等に向け講話を防災課主催で行い、訓練等の参加を促す際に女性の積極的な参加を呼びかけた。
- ・市職員の課長補佐級を対象に図上訓練を実施した。
- ・あらゆる人に対しての防災体制として、地域ネットワーク（外国人）では防災課と連携し避難場所標示板版及び誘導版は英語、中国語、韓国語表記を行った。
- ・高齢者支援課（高齢者）、障がい事業課（障がい者）では介護保険課と連携し災害時要援護者名簿の作成を行った。

【課題】

- ・英語、中国語、韓国語の避難場所の標示板及び誘導版を設置し、多言語に対応した。引き続き、外国人への情報提供に努める。
- ・今後も男女共同参画の視点を取り入れた防災について、啓発を続けていくよう努める。

課題5：男女が共に安心して暮らせる環境の整備

【施策の方向】

1. 在住・在勤外国人が安心できる環境を整備します。
2. 若者の社会参画と自立を支援します。
3. ひとり親家庭の社会参画と生活を支援します。
4. 高齢者や障がい者の社会参画と生活を支援します。

【主な結果概要】

- ・外国人の生活情報提供として、広聴広報課で従来の英語、中国語、韓国語に加え、26年度からタガログ語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語の自動翻訳機能を追加し情報提供した。また、毎月1回、英字による市広報を発行した。
- ・地域ネットワーク課では外国人相談窓口を設置し、531件の相談があった。
- ・多文化への理解の推進として、国際センターでは語学講座、各国の紹介の展示、児童センターへの出張講座の実施、外国人会と共催で異文化コミュニケーションについて講演会を開催した。公民館では語学講座として英語の他に外国人を対象に日本語教室、国際理解について子どもを対象に講座を開催した。市民大学ではアイヌ文化や西洋文化等について講座を開催した。
- ・若者の社会参画と自立支援として、商工観光課では26年度より「若者向け就職相談」月2回を開設した。また、市内高等学校の新規卒業生就職状況調査を実施した。
- ・ひとり親家庭への支援として、こども課では児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、ひとり親家庭住宅手当、交通遺児手当、母子父子自立支援として電話及び面接相談の実施、母子家庭の就労支援講座を行った。
- ・高齢者支援課ではシルバー人材センターを通じて、高齢者就労支援を行い、就業延べ人数26年度は25年度と比較し増となった。
- ・介護保険制度について猫実地域包括支援センターで相談事業を行ったところ、延べ4,578件の相談があった。相談内容によって、適切な機関の紹介などを行った。
- ・障がい者への就労支援として障がい事業課では就労支援センターを通じて行い、21人の登録があり、19人が就職した。
- ・障がい児への教育の充実として、保育幼稚園課では公設公営保育園7ヶ所で支援が必要な児童66名に対して35名の非常勤保育士を配置した。市立幼稚園14ヶ所で支援が必要な園児101名に対して45名の補助教員を配置した。指導課では保護者と学校が個別の指導計画や教育支援計画作成に際し助言を行った。また、特別支援学級担任、通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーター、心身障がい児補助教員、心身障がい児支援員を対象に研修会を実施した。

【課題】

- 前年度課題となっていた、市のHPの言語拡大について、26年度から英語、中国語、韓国語に加え、タガログ語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語の自動翻訳機能を追加し、多言語に対応できるように行った。引き続き、多言語に対応できるように努める。
- 26年度より「若者向け就職相談」月2回を開設した。また、市内 高等学校の新規卒業生就職状況調査を実施し、若年層の実態について把握を行った。引き続き、努めるとともに更なる拡充に努める。
- ひとり親家庭への支援として、父子家庭も含め引き続き支援を行っていく。

課題6：性への理解と生涯を通じた健康の支援

【施策の方向】

1. 互いの性を尊重する意識づくりに取り組みます。
2. 生涯にわたる健康づくりを支援します。

【主な結果概要】

- ・互いの性を尊重するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発は男女共同参画センターで、関連図書の収集と本の貸出以外に男女共同参画ニュース「うらやすP-Life」でリプロダクティブ・ヘルス/ライツをテーマに特集を組み発行し、新聞折り込みで配布した。
- ・インフォメーションカフェⅡの講座で「女性ホルモン塾@うらやす～キレイなからだ・心をつくるホルモン」をテーマに開催した。女性を対象に定員20人に対し24人の参加者があった。
- ・男女共同参画センター推進講座「子育てがラクになる女性学講座」3回講座のうち1回をリプロダクティブ・ヘルス/ライツをテーマにあげ開催した。
- ・性的少数者の理解促進は、男女共同参画センター主催の人権研修会として市職員を対象に「多様な性と人権～知っていますか？性同一性障がい」をテーマに開催した。
- ・平成26年10月より子育てケアプランを保健師と子育てケアマネージャーが作成し、妊婦も含め母子の状況にあった支援計画を行った。
- ・健康増進課では男女問わず受診者全員に受診勧奨目的の個別通知を送付し広く周知した。
- ・健康増進課では育児相談を健康センターや公民館を会場に実施した。また、生活習慣病予防教室・ゲートキーパー養成講座を開催した。

【課題】

- ・多様な性、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発は情報紙以外に、連続講座の一部に取り入れることで行うことができた。引き続き、講座等のテーマに工夫し行っていく。

課題7：人権の擁護・救済のための取り組みの強化

【施策の方向】

1. 女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します。
2. セクシュアル・ハラスメント／パワー・ハラスメントの防止対策を強化します。
3. 子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取り組みを強化します。

【主な結果概要】

- ・男女共同参画センターではDVに対する正しい理解の促進としてリーフレット、相談支援カードの作成・配布した。
- ・男女共同参画センターと指導課と共同で、市職員対象の「DV対策第2次被害防止のための関係職員研修会」の開催、「2・3年目教員研修夏期研修会」を実施した。
- ・こども家庭支援センター「母子・婦人相談」は実人数90人、延件数277件であった。
- ・男女共同参画センター及びこども家庭支援センターは、必要に応じて連絡を密にし、被害者への自立支援、こどもへの支援を行った。
- ・DV被害者に対する救済、自立支援については各関係部署と連携を図り、民間ステップハウスの運営に対しても支援を行った。
- ・事業所におけるセクハラ／パワハラ防止対策では、商工観光課が市のHPや事業所に事業主に啓発及び関係機関パンフレットを設置し情報提供を行っている。
- ・市役所におけるセクハラ／パワハラ防止対策では、セクシュアル・ハラスメント相談員を任命し、セクハラ等について相談しやすい環境づくりを行っている。
- ・教育の場におけるセクハラ／パワハラ防止対策では、全ての小中学校に相談員を配置の上、「セクハラ相談窓口」を設置し、教職員や児童・生徒に周知している。
- ・全ての学校において、不祥事根絶の職員研修を実施した。
- ・人事課では27年度にハラスメント相談員を任命するにあたり、ハラスメントについて研修を実施した。
- ・子どもの虐待防止に向けた取り組みでは、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」について各駅や児童相談所・警察署・主任児童委員と連携して啓発物資を配布し周知を行った。また啓発チラシを各保育園、小中学校に配布した。
- ・児童虐待の知識、啓発を目的とした子ども向けリーフレットを全小中学校の新入生に配布した。
- ・障がい者週間に合わせて、障がい者虐待の広報・啓発なども行った。
- ・高齢者の虐待防止では地域包括支援センターにおいて虐待の通報窓口について周知した。また、認知症サポーター養成講座と併せ高齢者虐待の啓発講座を実施した。

【課題】

- DV相談の内容が単純な身体的暴力だけの問題ではなく、子どもも含め相談者の取り巻く環境が多岐にわたることから、引き続き関係機関、部署との綿密な連携を強化する。
- 窓口対応等の二次被害を起こさない、情報漏えい防止を強化する。

課題 8 : 推進体制の強化

【施策の方向】

1. 男女共同参画社会の実現に向け推進体制を強化します。
2. 男女共同参画に関する調査・研究を行います。
3. 課題解決に向け計画の進行管理を強化します。

【主な結果概要】

- ・平成 26 年 4 月 1 日より、「女性プラザ」から「男女共同参画センター」を名称が変更した。また、6 月 15 日愛称「ルピナス」に決定した。
- ・男女共同参画推進会議を 3 回開催した。主な議題は第 8 期で「第 2 次うらやす男女共同参画プラン」進捗状況と男女共同参画センター愛称選定を行った。また、9 月には第 9 期の発足にともない委嘱状交付、事例研究会、「第 2 次うらやす男女共同参画プラン」の事業報告について意見を伺った。
- ・男女共同参画庁内推進会議は 2 回開催した。主な議題は「第 2 次うらやす男女共同参画プラン」進捗状況、「男女共同参画センター愛称について」、「第 2 次うらやす男女共同参画プラン事業調査 平成 25 年度事業実施事業」の報告から意見をいただいた。
- ・男女共同参画推進に関する調査として、29 年 3 月に「改訂第 2 次うらやす男女共同参画プラン」策定にあたり、市民意識調査等も含め 27 年度、28 年度の 2 ヶ年で行うこととなっている。そこで、26 年度は他市の市民意識調査、事業所調査の内容について調査した。

【課題】

- ・施設の名称が「女性プラザ」から「男女共同参画センター」を変更したのを機に事業内容も含めセンター名称と愛称「ルピナス」の認知度を上げる。
- ・男性や多様な性も視野に入れ講座等の事業展開を図る。

Ⅲ. 結果の詳細

課題1 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績	
1. 男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します	①男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供の促進	1. 図書・資料の収集・提供	男女共同参画に関する図書や資料を収集・提供します	中央図書館	A	市民への情報提供や資料提供などを積極的に行い、市民に役立つ蔵書を構築するように努めた。	
				男女共同参画センター	A	【担当課評価】 図書の資料収集・提供：2 ・H26年度図書購入冊数：46冊（蔵書冊数730冊 寄贈含） ・定期後続 雑誌：3誌 新聞：3紙 ・図書のほかに庁内や市民からのレファレンスに回答できるように、新聞記事のクリッピングをテーマごとにまとめて整理した。 【次年度以降の事業の方向性】 人権も含め男女共同参画に関するレファレンスに対応できるように、資料収集し資料の紹介をHP等で案内を行っていきたい	
		中央図書館	A	・中央図書館にて男女共同参画週間、人権週間、人権擁護委員の日に合わせて関連図書の展示を行った。 ・家族をテーマにしたもの、男性の家事、女性の自立、人生設計などを推進した図書の紹介を行った。			
		男女共同参画センター	A	【担当課評価】 展示等の実施：2 ・狭いスペースではあるが、テーマを設け、関連資料や新聞記事を掲示した。主なテーマ「リプロダクティブヘルスライツ」「男性介護」「ワーク・ライフ・バランス」「母娘の関係」「デートDV」など。			
		中央図書館	A	・男女共同参画センターの利用案内及び所蔵図書目録を中央図書館でも設置、配布を行った。			
		男女共同参画センター	A	【担当課評価】 図書館との連携：2 ・男女共同参画センター蔵書図書リストを図書館に常置している ・男女共同参画週間には図書館でミニ展示をおこなっており、その際に男女共同参画センターのパンフレットも常置した。 【次年度以降の事業の方向性】引き続き図書館と男女共同参画センターの互いの利用者にとって、有効活用できるように連携したい。			
	②メディア・リテラシー向上の促進	1. 情報活用能力を育てる講座の開催	情報や資料に関する収集・提供・広報等を連携して進めていきます。	情報を的確に把握・理解し、取捨選択する力を身につけるための講座を開催します。	中央図書館	A	・「図書館利用講座」：検索機（OPAC）の使い方やインターネットを使った情報収集の方法を学ぶ。（16回開催） ・「創業支援セミナー」：企業等に関する情報提供・支援。商工観光課、浦安商工会議所との共催。（4回開催）

1. 男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します	②メディア・リテラシー向上の促進	2. 子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力を育てる講座の開催	発達段階に応じた情報の探し方や的確な活用方法等について、図書館活用講座等を通じ伝えます。	中央図書館	A	「図書館クラブ」：小学生から中学生を対象に職業体験として図書館の仕事を体験する。図書館利用案内、本の紹介も行い、読書への意欲を高め、図書館の利用の促進を図る。（7回開催）
	③市民や事業者等に向けた情報発信の強化	1. 出前講座の活用	出前講座の中で男女共同参画に関する講座を開催いたします。	生涯学習課	A	生涯学習課では、各課より挙げられた講座メニューをまとめ市民に情報を提供し、市民より要望があった際に、講座の開催に係る調整を行っている。 男女共同参画に関する講座は以下のとおりである。 ・浦安市の男女共同参画について 男女共同参画に関する講座は平成26年度においては、1講座の開催実績があった。 【事業実施上の課題】 出前講座については、市ホームページや生涯学習情報提供システム「まなびねっとURAYASU」等で講座内容を周知しているが、講座内容によって実績の偏りがある。 【次年度以降の事業の方向性】 引き続き実施する
				男女共同参画センター	A	・出前講座は生涯学習課が主担当であり、担当課からの依頼により実施している。 26年度は1講座の開催実績があった。 依頼先：民生委員15人 会場：日の出公民館 内容：DVについて
		2. 男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画に関する理解を深め、実現させるための情報誌を発行します。	男女共同参画センター	A	【担当課評価】 情報誌の発行：2 ・男女共同参画ニュース「うらやすP-Life」を発行（年2回発行 各54,500部） ・新聞折り込み、各公共施設等で常置し、市民に周知をした ・テーマ「男性介護」H26.9月 ・テーマ「リプロダクティブヘルス/ライツ」H27.3月
		3. ホームページ等インターネットの活用	男女共同参画に関する情報をホームページ等のインターネットを活用し発行します。	男女共同参画センター	A	【担当課評価】 HPでの発信：2 ・以下の8つの項目で作成し随時更新している ・情報誌 /参画ニュース /浦安市の男女共同参画 /相談室 /男女共同参画センター/ フォーラム・講座情報 /ドメスティック・バイオレンス (DV) /デートDVってなに？
	4. あらゆる人に届く情報の発信	多言語への対応や高齢者・障がい者への配慮等、きめ細かな情報発信を推進します。	男女共同参画センター	A	【担当課評価】 きめ細かな情報発信：2 ・市のHPでは、英語・中国語・韓国語・欧州4ヶ国語（スペイン語・ポルトガル語・ドイツ語・フランス語）・タガログ語に翻有り。また、字の拡大、音声読み上げ機能があり、対応できている	

<p>2.男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します</p>	<p>①市民を対象とした講座の開催</p>	<p>1.男女共同参画への理解を深める講座等の開催</p>	<p>三歳児神話、性別役割分業、女性問題、男性問題、女性の自立・エンパワーメント、男性の地域参画等のテーマを取り上げ、男女共同参画への理解を深める講座等を開催します。</p>	<p>公民館</p>	<p>A</p>	<p>【担当課評価】 女性問題：3 女性の自立：3 (堀江公民館) 女性セミナー「率直に伝えるコミュニケーション」 全1回：延べ21人 (富岡公民館) 女性講座「色づかいでわかる頭の性格・考えぐせ・行動パターンを知ろう!!」全2回：延べ33人 (富岡公民館) 女性講座「冬こそ代謝アップ!～体温を上げて免疫力をつけよう」全2回：延べ32人 (美浜公民館) 「美浜女性フォーラム」全3回：延べ93人 (日の出公民館) 男女共同参画課題学習(脳科学)全2回：延べ14人 (日の出公民館) 日の出女性セミナー「心が元気になる講座」全3回：延べ29人 (日の出公民館) 「いきいきwomanのためのyogaリラクゼーション」 全4回：延べ80人 (日の出公民館) 近現代女性史講座「村岡花子に影響を受けた人と時代」全4回：延べ80人</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】・他の事業との均等性を図りながら検討していきたい。</p>
				<p>市民大学</p>	<p>A</p>	<p>【担当課評価】一部実施した地域参画等の学習を目的とした「うらやすに住み、充実した「ネクストステージ」を描く」講座が開講できなかったため、代替の特別講座「地域で参加 みんなで子育て」を実施した。多世代交流をテーマに子育て支援や高齢者支援、地域で子供と関わるコミュニティづくりの実例などを学んだ。</p> <p>【事業実施上の課題】 「うらやすに住み、充実した「ネクストステージ」を描く」は協働について焦点を当てている講座であるため、今後いかに協働に関する講座を受講生に受けてもらうか検討する。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 今回の特別講座を元に子育てに関する講座を来年度は開講していく予定である。</p>

2. 男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します	①市民を対象とした講座の開催	1. 男女共同参画への理解を深める講座等の開催	三歳児神話、性別役割分業、女性問題、男性問題、女性の自立・エンパワメント、男性の地域参画等のテーマを取り上げ、男女共同参画への理解を深める講座等を開催します。	男女共同参画センター	A	<ul style="list-style-type: none"> ・性別役割分業/エンパワメント/リプロダクティブヘルス・ライツ 「男女共同参画センター推進講座 子育てがラクになる女性学講座」全3回 参加者 49人 ・女性の自立/エンパワメント 「インフォメーションカフェⅠ 企業準備講座～夢をカタチに」1回 参加者 女性20人・男性5人 ・女性の健康/リプロダクティブヘルス・ライツ 「インフォメーションカフェⅡ 女性ホルモン塾@うらやす～キレイなからだ・心をつくるホルモン」1回 参加者 女性24人 ・男性育児 「インフォメーションカフェⅢ パパと一緒に手作りおもちゃでGO！」1回 参加者 父子10組 ・ワーク・ライフ・バランス/男性育児 『女(ひと)と男(ひと) うらやすかがやきフォーラム講演会 「新しいパパの働き方」とパネルディスカッション』参加者 女性37人 男性33人) <p>【次年度以降の事業の方向性】 引き続き、男性参加を促すことを積極的に検討する。</p>
		2. 講座等の開催に関する総合協力	講座の開催に関して、連携を強化します。	公民館	A	※25年度は日の出公民館主催の中学校家庭教育学級において「デートDV」について男女共同参画センター職員が説明を行ったが、26年度は実施していない。
		講座の開催に関して、連携を強化します。	講座の開催に関して、連携を強化します。	男女共同参画センター	A	<ul style="list-style-type: none"> ・市民大学主催の講座「うらやすの防災を担う」では浦安市男女共同参画推進会議の委員を講師に開催した。 ※25年度は日の出公民館主催の中学校家庭教育学級において「デートDV」について男女共同参画センター職員が説明を行ったが、26年度は実施していない。
	②市職員を対象とした研修の実施	1. 管理職研修の実施	男女共同参画を推進していくための管理職研修を実施します。	男女共同参画センター	A	<ul style="list-style-type: none"> 【担当課評価】 管理職研修の実施：2 ・「女性の活躍とダイバーシティで未来が変わる」をテーマに開催した。 参加者：管理職を含む一般職員54人（女性27人 男性27人）
		2. 職員研修の実施	男女共同参画を推進していくための管理職研修を実施します。	人事課	A	<ul style="list-style-type: none"> 【担当課評価】 研修の実施：2 派遣研修としての他の研修期間（千葉県自治研修センター等）にて実施した。 【事業実施上の課題】 引き続き、事業に取り組む
	2. 男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します	②市職員を対象とした研修の実施	2. 職員研修の実施	男女共同参画を推進していくための管理職研修を実施します。	人事課	A

<p>2. 男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します</p>	<p>②市職員を対処とした研修の実施</p>	<p>2. 職員研修の実施</p>	<p>男女共同参画を推進していくための管理職研修を実施します。</p>	<p>男女共同参画センター</p>	<p>A</p> <p>【担当課評価】職員研修の実施：2 ・「女性の活躍とダイバーシティで未来が変わる」をテーマに開催した。 参加者：管理職を含む一般職員54人（女性27人 男性27人）</p>
<p>3. 次世代に向けて男女平等や自立を育む教育を推進します</p>	<p>①発達段階に応じた男女平等教育の推進</p>	<p>1. 男女平等教育の推進</p>	<p>保育園、幼稚園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。</p>	<p>保育幼稚園</p>	<p>A</p> <p>【担当課評価】 保・幼稚園共に男女平等教育の推進：2 保育園、幼稚園では、園児に言葉かけをする場合などは、ジェンダーに関わる言葉を投げかけないよう、また、保育環境においても色の選択に配慮するなど、園内で共通理解を図っている。 【事業実施上の課題】 男女平等教育については、園ごとには共通理解が図られているが、様々な職種の非常勤職員採用していることから、より共通理解図るための研修会等を開催し、互いの学びを深めていくことが課題である。 【次年度以降の事業の方向性】 様々な職種の非常勤職員に対し研修等を開催する中で、男女平等教育について共通理解をさらに深めていくよう努めていく。</p>
			<p>保育園、幼稚園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。</p>	<p>指導課</p>	<p>A</p> <p>【担当課評価】 小中学校において共に男女平等教育の推進：2 ・浦安市教育ビジョンの「めざす子ども像」の「自分や他人のよさを認め、互いに尊重し合う豊かな心を持った子ども」に基づき、「浦安市学校教育指導の指針」に「学校人権教育」の重点目標を定め、発達の段階に応じた児童生徒の男女平等の意識を含めた人権意識の醸成を図ることに努めた。 ・学校教育全体を通して、男女の性差のイメージを強調し固定的な性別役割分担意識を持たせてしまうことのないよう、「男の子らしく」や「女の子らしく」のような男女の特性や能力を固定的にとらえる見方や言動に気をつけたり、男女混合名簿の作成を導入したりと、男女平等の視点に立った教育活動の展開に努めた。 ・男女平等教育を含めた人権教育を指導する教職員に対し、人権教育研修会を開催し、資質向上を図った。 【事業実施上の課題】 ・発達の段階に応じた児童生徒の男女平等の意識を含めた人権意識の醸成 【次年度以降の事業の方向性】 ・道徳教育の充実を図り、発達の段階に応じた男女平等教育を含めた人権教育に継続して取り組んでいく。 ・教職員の人権意識や人権感覚を高め、児童生徒への指導法を磨くための研修会を継続的に実施していく。</p>

3.次世代に向けた男女平等や自立を育む教育を推進します	①発達段階に応じた男女平等教育の推進	2. キャリア教育の実施	小・中学校において、職業意欲を育てる教育を実施します。	指導課	A	<p>【担当課評価】 小中学校において共に職業意欲の教育：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浦安市教育ビジョン」の「勤労観・職業観をはぐくむ教育の充実」に基づき、年3回のキャリア教育担当者会議を実施し、教職員のキャリア教育への理解を深めるための研修や情報交換を行った。 ・市内全小中学校において「キャリア教育全体計画」を作成し、職業意欲を育てる教育を推進した。 ・各小中学校の職業や就労にかかわる学習や活動では、男女の性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個人の特性を生かした自分らしい生き方の実現に配慮した教育の推進に努めた。 ・各中学校区における小中連携の視点に立った、児童生徒の発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進計画を作成した。 <p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援コーディネーターと連携しながら、それぞれの中学校区の特性を生かし、より充実したキャリア教育の展開をはかることでさらなる成果が期待できる。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できる児童生徒の育成に継続して取り組んでいく。 ・中学校区ごとの特色を生かした小中連携キャリア教育推進計画の作成と、その展開を推進する。
		3. メディア・リテラシーを高める教育の実施	小・中学校において、携帯電話やコンピュータを利用した情報の扱い等、発達段階に応じた教育を実施します。	指導課	A	<p>【担当課評価】 小中学校において共に教育を実施：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、児童生徒の情報活用能力を育成するため、児童生徒がコンピュータをはじめとするICT（情報通信技術）機器を活用した授業を行った、またインターネットを活用する際の留意事項に関する学習、中学校においては技術科で情報の扱い方に関する学習を行い、人権に配慮した情報活用についての指導を進めた。 <p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年ごとのICT活用計画が作成されていない学校があり、実施状況に学校差がある。ICT活用推進担当者研修会で活用計画の作成例を示し、作成及びICT活用を促している。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用講習等で児童生徒の情報活用能力育成の重要性を周知するとともに、引き続きICT活用推進担当者研修会で活用計画の作成及び実行を促し、ICT活用を推進していく。 ・講師や教材の紹介の機会を増やし、学校における情報教育の支援を行う。

3.次世代に向けた男女平等や自立を育む教育を推進します	②子どもの成長段階にあわせた性教育の実施	1.性教育の実施	小・中学校において、互いの性を理解し、尊重できるよう発達段階にあわせた性教育を実施します。	保健体育安全課	A	<p>各小・中学校において、学校の実情に合わせた学校保健全体計画を作成し、保健教育（保健学習及び保健指導）を推進している。保健学習については、小学校3年生から中学校3年生まで、学習指導要領に基づき教科書等を使用して、体育科（小学校）や保健・体育科（中学校）の時間に実施しており、保健指導については、小・中学校全学年において、体育科（小学校3年生以上）、保健・体育科、他教科、道徳、特別活動の時間等に実施している。</p> <p>保健教育推進事業として、小学校5年生及び中学校2年生を対象とした外部講師によるいのちの教育（性教育を含む）講演会を実施した学校は22校（小学校16校、中学校6校）あった。また、学校における組織活動の一環として、学校保健委員会にて児童生徒や保護者を対象とした健康（性教育を含む）に関する研修会を実施した学校が1校（小学校1校）あり、浦安市学校保健会より講師料等の助成を行った。</p> <p>【事業実施上の課題】保健教育推進事業は平成26年度からの事業のため、全校実施に至らなかった。市内すべての学校での実施に向け、実施校から報告されている成果を市内小中学校へ周知することや、各学校の年間計画への位置づけを依頼する等の取り組みが必要である。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】小中一貫・連携教育カリキュラムの実施状況調査をもとに指針シート及びいのちの教育全体構造図の見直しを行い、次年度の実施に向け各学校へ周知徹底を行う。また、全ての児童生徒に対し、自分を大切にする意識の向上と命に関わる諸問題に対する適切な行動力育成のため、市内全ての小中学校における外部講師による健康教育講演会の開催を推進し、講師料を助成する「いのちの教育推進事業」を展開する。</p>
		2.性感染症に関する予防教育の実施	中学校において、エイズや性感染症の知識や予防に関する教育を実施します。	保健体育安全課	A	<p>各中学校においては、学習指導要領に基づく保健学習にて、3年生を対象に性感染症とエイズの予防教育を実施している。</p> <p>保健教育推進事業として、外部講師（助産師）による講演会を生徒及び保護者を対象に実施した中学校が6校あり、命の大切さ、思春期の心と悩み、性行動に伴うリスクについて学ぶとともに、自他の生命を大切にしようとする態度や行動の育成を図った。</p> <p>【事業実施上の課題】保健教育推進事業は平成26年度からの事業のため、全校実施に至らなかった。市内すべての中学校での実施に向け、実施校から報告されている成果を全中学校へ周知することや、各学校の年間計画への位置づけを依頼する等の取り組みが必要である。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】保健教育推進事業の継続と、中学2年生以外の学年や保護者を対象とした講演会等については、浦安市学校保健会からの助成を行い、継続的な学習の支援と保護者理解を図る。</p>

3.次世代に向けた男女平等や自立を育む教育を推進します	②子どもの成長段階にあわせた性教育の実施	3.保護者への思春期に関する理解を促す講座の開催	小・中学校の保護者に向け、思春期の心やからだの変化について理解を促す講座を開催します。	健康増進課	A	<p>【担当課評価】小・中学校の保護者向け講座の開催：2 平成26年度は、思春期世代の保護者を対象に、将来の妊娠を含んだテーマを設定し講座を実施した。 「思春期から妊娠・出産を考える」 講師：産婦人科医師 菊地 盤 医師 日時：平成27年2月19日 10時～11時30分 対象：市内在住、思春期の子の保護者 21名</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 思春期保健を中心として検討するが、思春期前後の発達段階各期の特徴をとらえた講座も検討していく。</p>
	③教職員を対象とした研修の実施	1.人権・男女共同参画の理解を促す教職員研修	人権・男女共同参画を推進していくための教職員研修を実施します。	指導課	A	<p>【担当課評価】教職員の研修：2 ・平成26年度浦安市学校人権教育研修会において千葉県学校人権教育の指針や浦安市学校人権教育計画についての共通理解や「人権意識の醸成について一性的マイノリティの理解と対応」をテーマに講演を聞き、教職員の人権意識向上を図った。 ・平成26年度浦安市2・3年目教員研修では、「デートDV」についての研修会を実施した。</p> <p>【事業実施上の課題】 ・千葉県学校人権教育の指針や浦安市学校人権教育計画について、各学校の人権担当だけでなく、すべての教員が共通理解事項とし、教育活動を行っていく必要がある。性的マイノリティの理解と対応に関しても、今後も教職員の人権意識向上を図っていく必要がある。 ・「デートDV」の研修会は、平成25年度から2・3年目教員研修に位置づけており、それ以前に研修を受講した教職員やこの研修が始まる以前の採用教職員への周知をしていく必要がある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 ・人権や男女共同参画を推進するための研修会を継続して次年度も実施していく。 ・「デートDV」防止に関する研修会を、2・3年目研修に位置づけることで教職員への意識づけと理解を広めていく。</p>

課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します	①事業所におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発推進	1. 次世代育成成法の普及・啓発	事業者が両立支援のための環境整備等を行うことを定めた次世代育成成法の普及に向け啓発を行います。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】啓発を行う：2 広報うらやす（ホームページ）への掲載、関係機関パンフレットを商工観光課窓口に設置し、事業主に啓発したことで、企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解が図られ、雇用環境整備の推進につながった。</p> <p>【回数／期間／開始時期】 広報（ホームページ）：随時 ・8月6日は「九都県市一斉NO残業DAY！」（千葉県） ・ワーク・ライフ・バランスセミナー（千葉県・千葉市） ・ポジティブ・アクション推進企業、ファミリー・フレンドリーな企業を募集（千葉労働局雇用均等室） ・6月は「男女雇用機会均等月間」です（厚生労働省雇用均等・児童家庭局） パンフレット設置：通年 ・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」をご存じですか？（厚生労働省） ・社員いきいき!元気な会社宣言企業の募集（千葉県商工労働部雇用労働課） ・「ポジティブアクションを推進している企業」「ファミリー・フレンドリーな企業」を表彰します。（厚生労働省雇用均等・児童家庭局 都道府県労働局雇用均等室） ・「一般事業主行動計画」の届出はお済ですか？（千葉労働局雇用均等室） など</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 企業が、ワーク・ライフ・バランスの重要性、手法について理解を深め、雇用環境の整備を行い、働く男女が安心して働き続けられるよう、今後も引き続き関係機関と連携し、パンフレットの設置や情報提供を行なっていく。</p>
		2. 男性の育児・介護休業取得向上に向けた普及・啓発	市内事業所の男性の育児・介護休業取得向上を目指し啓発を行います。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】啓発を行う：2 広報うらやす（ホームページ）への掲載、関係機関パンフレットを商工観光課窓口に設置し、事業主に啓発したことで、男性の育児・介護休業取得率向上に向けた理解が図られ、雇用環境整備の推進につながった。</p> <p>【回数／期間／開始時期】 広報（ホームページ）：随時 ・ポジティブ・アクション推進企業、ファミリー・フレンドリーな企業を募集（千葉労働局雇用均等室） パンフレット設置：通年 ・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」をご存じですか？（厚生労働省） ・社員いきいき!元気な会社宣言企業の募集（千葉県商工労働部雇用労働課） ・「ポジティブアクションを推進している企業」「ファミリー・フレンドリーな企業」を表彰します。（厚生労働省雇用均等・児童家庭局 都道府県労働局雇用均等室） ・「一般事業主行動計画」の届出はお済ですか？（千葉労働局雇用均等室） など</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 企業が、ワーク・ライフ・バランスの重要性、手法について理解を深め、雇用環境の整備を行い、働く男女が安心して働き続けられるよう、今後も引き続き関係機関と連携し、パンフレットの設置や情報提供を行なっていく。</p>

1. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します	②市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1. 育児・介護休業制度等の周知徹底、超過勤務等の見直し	育児・介護休業制度、年次有給休暇制度の利用促進と超過勤務を見直します。	人事課	A	<p>【担当課評価】 育児、介護、休暇制度の促進：2 超過勤務の見直し：2 国や県からの照会の有無の確認及び他市町村の状況把握を行い、情報媒体にて周知を行った。また、時間外勤務の縮減について通知を行った。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 引き続き、事業に取り組む。</p>
		2. 男性の育児・介護休業取得率の向上に向けた普及・啓発	男性職員が育児・介護を担えるよう育児・介護休業制度取得を向上させます。	人事課	A	<p>【担当課評価】 育児・介護休業取得向上：2 ①育児休業の新規取得者 22人中 女性 21人 ・男性 1人 ②介護休暇取得者 0人 情報媒体にて周知を行った。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 引き続き、事業に取り組む。</p>
		3. 育児・介護休業取得率の公表	男女別の育児・介護休業取得率を公表します。	人事課	A	<p>平成25年度地方公共団体の勤務条件調査に関する調査にて県に報告を行った。その後、総務省にて結果の公表を行う予定。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 引き続き、事業に取り組む。</p>
2. 就業継続に向け保育や子育てを支援します	①男女が共に就業継続できる育児支援の充実	1. 保育事業の充実	施設の整備、産休明け保育、延長保育、病後児保育、一時預かり、保育ママ事業を実施します。	保育幼稚園課	A	<p>【担当課評価】 施設の整備・一時預かり：3 延長・保育・病後児保育：2 育児ママ事業：2 施設の整備については、明海地区に、幼保連携型認定こども園（定員223名）が開園し、さらに、認可外保育施設3園を認可保育所へ移行した。また、公立幼稚園のうち8園を認定こども園へ移行した。なお、既存施設についても維持補修を実施し、保育環境の向上に努めた。</p> <p>子育て支援の一環として、理由を問わない短時間の一時預かり事業（1時間までは無料）を、日の出地区・富岡地区・猫実地区で開始した。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けて、働く男女が仕事上の責任と子育て、介護などの家庭的責任を両立できる体制を整備・充実することにより、多様化する保育ニーズに対応した。</p> <p>【事業実施上の課題】 現在、新規に保育園を開園、あるいは事業を実施するには保育士の確保が大きな課題となっている。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 平成27年度においても、元町地区を中心とした認可保育園の整備を進めるとともに、子育て支援の充実に努める。</p>
		2. 幼稚園での育児支援	預かり保育の充実に努めます。	保育幼稚園課	A	<p>【担当課評価】 保育の拡充：2 平成25年度より明海幼稚園の定員を35人から50人に拡充を行い、全体の定員を250名（6園で実施）とし、継続して事業を行っている。年間延べ利用者数41,463人（平成25年度42,730人）と多少減少しているが、利用者のニーズに応えるかたちで安定した利用率となっている。</p> <p>※公立幼稚園6園（若草・みなみ・北部・舞浜・美浜北・明海）で実施。</p> <p>【事業実施上の課題】 預かり保育に関わる臨時指導員の確保が課題である。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 平成27年度は、預かり保育の実施ではなく、公立認定こども園の整備を行い、育児支援の拡充を行っていく。</p>

	<p>①男女が共に就業継続できる育児支援の充実</p>	<p>3.児童育成クラブ事業の充実</p>	<p>児童育成クラブの充実を図ります。</p>	<p>青少年課</p>	<p>【担当課評価】 育成クラブの充実：2 18クラブ50施設、入会児童数1,802人（H26.5.1現在） 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童（定員に余裕がある場合のみ4年生）と療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする6年生までの児童を対象に、入会要件を満たす場合において、放課後等の時間帯に家庭に代わる生活の場を提供し、遊び及び生活を通じてその健全な育成を図った。 また、改正児童福祉法に基づき、「浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例」を制定した。 【事業実施上の課題】 入会児童数の増加や、特別な支援が必要な児童の増加に対応した受入れ体制の確保をはじめ、子ども達の良い生活環境の確保や、開所時間延長等の課題が山積みである。さらに、年々増加している入会児童への対応や、条例において「1施設おおむね40人以下」と示されたことに伴い、小学校の余裕教室等の活用にあたって、引き続き関係機関との調整が必要不可欠となる。また、小学校の余裕教室等の活用ができない場合には、新たな分室の整備について検討が必要である。 【次年度以降の事業の方向性】 今後、児童数は減少することが見込まれるが、児童育成クラブの入会児童数は年々増加傾向にあるため、余裕教室等の活用等により、対応していきたい。また、5～6年生への対応として、放課後異年齢児交流促進事業、児童センター事業、公民館事業等の充実により、児童の居場所を確保していく必要があると考えている。</p>
<p>2.就業継続に向け保育や子育てを支援します</p>	<p>②家庭・地域で担う子育て支援の推進</p>	<p>1.地域での子育て支援</p>	<p>子育て家庭支援者養成講座、ファミリーサポートセンター事業を実施します。</p>	<p>こども課</p>	<p>【担当課評価】 養成講座の開催・ファミリーサポートの実施：2 （子育て・家族支援者養成講座） 子育て・家族支援者養成講座3級9期及び2級8期を開催し、子育て・家族支援者の養成を実施した。結果、平成26年度については3級認定者 42名、2級認定者25名が誕生し、地域における子育て支援の担い手として、市事業や民間団体の事業などに自発的に携わっていただいている。 （ファミリー・サポート・センター） ファミリー・サポート・センター事業を浦安市社会福祉協議会に委託し、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方による会員組織を運営した。会員数及び会員派遣件数は以下のとおり。 ・まかせて会員324人 おねがい会員1,787人 どっちも会員 219人 合計 2,330人（平成26年度） ・活動実績(延べ件数) 5,634件 【事業実施上の課題】 子育て・家族支援者養成講座については、受講者が認定後に活動される場のさらなる確保が今後も必要となる。また、平成27年度から全国で実施が必要となる「子育て支援員研修制度」を受け、本市養成講座のカリキュラムを「子育て支援員研修」を踏まえた内容に移行することも必要となっている。ファミリー・サポート・センター事業については、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度の1事業として組み込まれており、今後、更なる会員数の増加や利用性の向上などが課題となる。 【次年度以降の事業の方向性】平成27年度より全国一斉に開始された「子育て支援員研修」の要綱に示された科目・内容を受け、本市養成講座のカリキュラムを移行し、「子育て支援員研修」にも対応した講座内容とする。また、人材養成に関しては、26年度と同様に引き続き実施する。</p>

2.就業継続に向け 保育や子育てを 支援します	②家庭・地域で 担う子育て支 援の推進	2.多様なニーズ にあわせた子育 て支援	保護者の病気、 出産のレスパイト が必要なとき 等、こどもショー トステイの実施、 エンゼルヘル パーの派遣事 業を実施しま す。	こども課	A	<p>【担当課評価】 ショートステイの実施：2 ・子育て短期支援事業（こどもショートステイ） 疾病、出産、看護等の理由で一時的に養育が困難と なった家庭の児童や保護が必要な母子等を施設で養 育・保護しました。実績は3世帯3名 延べ日帰り3日・ 11泊となっている。</p> <p>【事業実施上の課題】 子育て短期支援事業（こどもショートステイ）の実施 先を行うことができる施設が限られているため、現在 実施先が遠方となっており、市民の利用意向に沿わな い結果となってしまいう傾向がある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 事業の実施先について近隣で行うことができるよう検 討・調整を行い、平成28年度の事業開始を目指す。</p>
				こども家 庭支援セ ンター	A	<p>【担当課評価】 エンゼルヘルパーの実施：2</p> <p>エンゼルヘルパー派遣世帯数 178世帯 エンゼルヘルパー派遣延回数 1,021件</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 継続実施</p>
		3.小学生の放課 後居場所づくり の充実	小学校での放 課後異年齢児 交流促進事業、 青少年館での 居場所づくり 事業を実施しま す。	青少年課	A	<p>【担当課評価】 放課後異年齢児交流促進事業・居場所づくり：2 放課後異年齢児交流促進事業では、学校施設等を利用 して安全で安心な遊び場を提供するとともに、異年齢 の子どもたちの交流や体験活動を通して、子どもたち の創造性や自主性、社会性を育んだ。また、青少年館 では、青少年の交流や仲間づくりの場として、自発的 な学習や趣味のほかスポーツ、音楽等の体験活動を実 施し青少年の健全育成を図った。</p> <p>放課後異年齢児 利用児童数（1年～6年生）：46,763人 青少年館 利用数：48,782人</p> <p>【事業実施上の課題】 放課後異年齢児交流促進事業 は、全小学校区での実施を目指しており、小学校の余 裕教室等を活用するために関係機関との調整が必要と なる。また、すでに実施している5か所では、児童が体 験できるプログラムの種類や質の向上、併せて運営体 制の充実やアシスタントのレベルアップといった見直し が必要である。 青少年館では、中学生と高校生の利 用率が低いことからプログラムの種類や質の向上が必 要である。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 放課後異年齢児交流促進事業は、「放課後児童の支援 のあり方検討会」での検討をもとに、余裕教室等の状 況により通年と夏季休業期間において全校実施の拡充 を図ります。また、指導者の研修や情報の共有を図り アシスタントのレベルアップを図るとともに、運営体 制は民間事業者への委託を進める。青少年館は、合計 利用者は年々増加していますが中学生や高校生のニー ズを把握し、事業の充実を図る。</p>

3.職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します	①女性の再就職支援・キャリアアップの促進	1.再就職・キャリアアップに関する講座の開催	子育て・介護等により就労を中断した人への再就職講座を開催します。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】再就職、キャリアアップ講座の開催：2 女性の再就職や職業能力の開発支援などを行うため、関係機関と共催でセミナーを開催したことで、就業を希望する方のキャリアアップにつながった。</p> <p>【回数／期間／開始時期】 ・中高年の再就職支援セミナー及び出張就労相談会 平成26年11月17日（月）実施 セミナー受講者：13名（うち、女性10名）、 個別相談件数：3件（うち、女性2名） ・創業支援セミナー 平成26年8月23日（土）、30日（土）、9月6日（土）、9月13日（土）の4日間実施 セミナー受講者：21名（うち、女性8名）</p> <p>【事業実施上の課題】 多種多様な就業ニーズを踏まえ、再就職を希望される方が就職しやすい雇用システムの構築、女性の職業能力の開発と自分に合った働き方の支援や女性の能力が十分に発揮できる環境作りが必要である。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 今後も関係機関と連携しセミナーを行い、女性の職業能力の開発と自分に合った働き方の支援を推進していく。</p>
				公民館	A	<p>【担当課評価】 再就職・キャリアアップ講座の開催：2 （高洲公民館）面接練習セミナー（全1回）：5人 （中央公民館）キャリアアップ講座 「話し合いのコツをつかむ！ファシリテーター養成講座」（全4回）：延べ41人</p> <p>【事業実施上の課題】 事業回数の設定を検討する。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 地域活動にも活かしていただくための事業を検討していく。</p>
				男女共同参画センター	A	<p>【担当課評価】キャリアアップ講座の開催：2 「インフォメーションカフェI 起業準備講座～夢をカタチに」1回 参加者 女性14人</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 26年度は就労の機会として起業をテーマに開催し、申込みまもなく早い段階で男性を含む応募が集まった。次年度以降も同様なテーマで開催したい。</p>
		2.起業等多様な働き方の普及・啓発	就労の機会を広げるための啓発として、創業セミナーを実施します。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】創業セミナーの実施：2 関係機関と共催でセミナーを開催し、女性の再就職や職業能力の開発支援などを行い、就労の機会の拡大につながった。</p> <p>【回数／期間／開始時期】 ・創業支援セミナー 平成26年8月23日（土）、30日（土）、9月6日（土）、9月13日（土）の4日間実施 セミナー受講者：21名（うち、女性8名）</p> <p>【事業実施上の課題】多種多様な就業ニーズを踏まえ、再就職を希望される方が就職しやすい雇用システムの構築、女性の職業能力の開発と自分に合った働き方の支援や女性の能力が十分に発揮できる環境作りが必要である。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】今後も関係機関と連携しセミナーを行い、女性の職業能力の開発と自分に合った働き方の支援を推進していく。</p>

3.職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します	②就業・職場環境・社会保険等に関する相談・情報提供の充実	1.労働・社会保険相談の充実	職場での不平等の解消や社会保険への加入等、専門家の相談事業を実施します。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】相談の実施：3 毎月2回、労働・社会保険相談を実施し、就業者が抱える問題解決や職場環境の改善などにつながった。</p> <p>【回数／期間／開始時期】 相談内容：年金、健康保険、雇用・労働に関する事など 相談日：毎月第2火曜日・第3木曜日 対象者：市内在住・在勤の方 周知方法：毎月1日号の広報、市ホームページに相談日を掲載商工観光課窓口や求職者が多く訪れる地域職業相談室、市内関係機関にチラシを設置 (平成26度実績) 相談件数：29件(うち女性の相談 13件) 相談内容：年金2、社会保険13、その他21(労災、雇用保険、未払い賃金など) ※相談内容が複数にまたがる場合は、それぞれにカウント</p> <p>【事業実施上の課題】相談者の半数近くは女性であり、働き方(フルタイム・パートタイム・在宅勤務・派遣労働等)の多様化に伴い相談内容も多義多様になっている。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 雇用の場における性別による不平等の解消や、働く男女が安心して働きやすい環境を確保し、様々な相談内容に対応できるよう充実を図り、今後も相談事業を継続していく</p>
		2.労働に関する専門相談の周知	労働に関する相談機関の周知をします。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】相談の周知・情報提供の充実：2 商工観光課窓口や、求職者が多く訪れる「浦安市地域職業相談室」に関係機関の冊子等を設置するとともに、広報うらやす(ホームページ)に掲載し、労働に関する法律・制度の周知を図ることができた。</p> <p>【回数／期間／開始時期】 広報うらやす(ホームページ)：随時 ・労働・社会保険相談 ・労災職業病なんでも相談会 ・総合労働相談コーナー(千葉労働局) パンフレット設置：通年 ・個別的労使紛争のあっせん(千葉県労働委員会) ・労働保険・社会保険無料相談(浦安市) ・ご存じですか?労働審判制度(最高裁判所) ・雇用関係のトラブルを解決したい方のために一裁判所の手続(最高裁判所) ・紛争解決援助制度のご案内(厚生労働省都道府県労働局雇用均等室)など</p> <p>【事業実施上の課題】 就業・職場環境・社会保険等に関する相談・情報提供の充実を図るものであり、特段課題は生じていない。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 雇用の場における性別による不平等の解消や、女性にとって働きやすい環境を確保し、働く男女が安心して働き続けられるよう、今後も引き続き関係機関と連携し、パンフレットの設置や情報提供を行なっていく。</p>

3.職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します	②就業・職場環境・社会保険等に関する相談・情報提供の充実	3.労働に関する法律、制度の周知	パートや派遣等の労働に関する法律や育児・介護休業制度、社会保険制度の周知をします。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】法律・制度の周知：2 商工観光課窓口や、求職者が多く訪れる「浦安市地域職業相談室」に関係機関の冊子等を設置するとともに、広報うらやす（ホームページ）に掲載し、労働に関する法律・制度の周知を図ることができた。</p> <p>【回数／期間／開始時期】 広報うらやす（ホームページ）：随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働・社会保険相談 ・労働保険の年度更新について（千葉労働局） ・千葉県の最低賃金が改正されました（千葉労働局） ・6月は「男女雇用機会均等月間」です（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）など <p>パンフレット設置：通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法 育児・介護休業法のあらまし（厚生労働省雇用均等・児童家庭局／都道府県労働局雇用均等室） ・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」をご存じですか？（厚生労働省） ・労働・社会保険相談（浦安市） ・紛争解決援助制度のご案内（厚生労働省都道府県労働局雇用均等室）など <p>【事業実施上の課題】 就業・職場環境・社会保険等に関する相談・情報提供の充実を図るものであり、特段課題は生じていない。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 雇用の場における性別による不平等の解消や、働く男女が安心して働き続けられるよう、今後も引き続き関係機関と連携し、パンフレットの設置や情報提供を行なっていく。</p>
		4.介護保険制度の周知	介護しながら就労継続ができるよう介護保険制度の周知をします。	介護保険課	A	<p>11月11日は「介護の日」に合わせて、認知症の方々を支える介護サービスである「地域密着型サービス」について、認識と理解を深めていただくために浦安駅周辺でキャンペーン活動を行いました。（啓発物資として、マスク・ウェットティッシュ・地域密着型サービスパンフレット1,400部を配布）チーバくんに扮し、小中学生にも配布を行いました。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 高齢化社会を迎えていく上で、介護認定者も増加傾向が予測されるため、今後も継続的に介護保険制度の周知を図っていく。</p>
	③男女が共に家庭・地域での割合を担うための啓発の推進	1.出産準備・乳幼児の育児に関する講座	夫婦で参加する育児に関する講座を開催します。	健康増進課	A	<p>【担当課評価】育児に関する講座の開催：2 妊婦実人数：334人/延人数：898人（月平均29人） 父親実人数：284人/延人数：284人 ※初産婦 791名/参加率 42%</p> <p>【事業実施上の課題】 実績については、受講率の低下がみられるが、H25年度より受講者数は増加。受講率低下の原因として、勤労妊婦の増加が考えられる。また同月内で3回1コースを受けられない方が2割程いる。参加者の実情を踏まえて柔軟な対応をしていく必要がある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 第1子の母を対象にアンケートを実施。アンケートの結果より、赤ちゃんの泣きについての話を聞きたいという意見も多く、今後はニーズに合わせた内容を事業内に取り入れていくことも課題の一つ。</p>

3.職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します	③男女が共に家庭・地域での割合を担うための啓発の推進	2.子育てに関する情報冊子の発行	市民との協働による子育てハンドブックを作成します。	こども課	A	<p>【担当課評価】ハンドブックの作成：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てハンドブックの作成 子育てに関する行政情報誌として、子育て中及び妊娠中の方に見ていただくことを目的に7,000部発行しました。また、市民公募による「子育てエピソード」を募集し、応募の中から6件のエピソードを冊子に掲載しました。 【事業実施上の課題】 子育てハンドブックは、少子化対策事業や子育て支援事業には欠かせない冊子であることから、引き続き内容の充実に努めるとともに、冊子作成に市民がより深く携われるよう取り組む必要がある。 【次年度以降の事業の方向性】引き続き実施
		3.家事・育児・介護に関する講座	男性が家庭での役割を担うために役立つ講座を開催します。	公民館	A	<p>【担当課評価】</p> <p>家事に関する講座：3 育児に関する講座：2</p> <p>(中央公民館)</p> <p>「猫実MEN工房」全3回：延べ32人</p> <p>「うらやす子育てミーティング「素敵なパパママになろう」」全6回：延べ158人</p> <p>(堀江公民館)</p> <p>「目指せ！厨房男子」全2回：延べ18人</p> <p>(富岡公民館)</p> <p>「男性のための簡単お手軽クッキング」全2回：延べ28人</p> <p>(美浜公民館)</p> <p>「パパと一緒に体を動かそう！」全3回：延べ29組58人</p> <p>(当代島公民館)</p> <p>「男性料理講座～ワンプレート・クッキング」全2回：延べ27人</p> <p>(日の出公民館)</p> <p>「お父さん出番ですよ！親子de盆踊り」全2回：延べ82人</p> <p>「お父さん出番ですよ！子供と一緒に遊ぼう」全3回：延べ80人</p> <p>「お父さん出番ですよ！親子deわくわくパン作り」全1回：延べ20人</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>子育て世代の男性の感化を組織むための対策が必要。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>男性が参加しやすい講座の検討をする。男性の家事や自立を促せるような事業に取り組んでいきたい。</p>
				男女共同参画センター	A	<p>【担当課評価】</p> <p>家事に関する講座：2 育児に関する講座：3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性育児 「インフォメーションカフェⅢ パパと一緒に手作りおもちゃでGO！」1回 参加者 父子10組 ・ワーク・ライフ・バランス/男性育児 『女(ひと)と男(ひと)うらやすかがやきフォーラム講演会「新しいパパの働き方」とパネルディスカッション』参加者 女性37人 男性33人)
		4.地域参画を推進するイベント等の開催	地域活動を支援、推進するためのイベント等を開催します。	協働推進課	A	<p>【担当課評価】地域活動支援・地域活動推進：3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動フェスティバル 参加団体：35団体 来場者数：4,944人 ・まちづくり講演会 来場者数：60人 ・若者のための夏休みボランティア2014 参加者数：254人 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>引き続き、地域活動を支援、推進するための事業を実施する</p>

課題3 あらゆる分野に参画する機会の確保

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. 政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	①事業所における女性管理職登用の促進	1. ポジティブ・アクションの普及・啓発	市内事業者に向けて、ポジティブ・アクションの普及に向けて啓発を行います。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】 ポジティブアクションの啓発：2 広報うらやす（ホームページ）への掲載、関係機関パンフレットを商工観光課窓口を設置し、事業主に啓発したことで、企業のポジティブ・アクションに対する理解が図られ、雇用環境整備の推進につながった。</p> <p>【回数／期間／開始時期】 広報（ホームページ）：随時 ・ポジティブ・アクション推進企業、ファミリー・フレンドリーな企業を募集（千葉労働局雇用均等室） ・6月は「男女雇用機会均等月間」です（厚生労働省雇用均等・児童家庭局） パンフレット設置：通年 ・「ポジティブアクションを推進している企業」「ファミリー・フレンドリーな企業」を表彰します。（厚生労働省雇用均等・児童家庭局 都道府県労働局雇用均等室） ・男女雇用機会均等法 育児・介護休業法のあらし（厚生労働省雇用均等・児童家庭局／都道府県労働局雇用均等室） ・女性活躍促進セミナー（千葉県）</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】企業が、ポジティブ・アクションの重要性、手法について理解を深め、雇用環境の整備を行い女性管理職登用の促進に向けて、今後も引き続き関係機関と連携し、パンフレットの設置や情報提供を行っていく。</p>
	②市役所における男女共同参画の促進	1. 女性管理職登用率の把握・公表 2. 性別によるかたよりのない職場環境の整備	管理職に占める女性の割合を把握・公表します。 職務分担のかたよりの是正、研修参加機会の均等、旧姓使用制度の周知等、職場環境の整備に努めます。	人事課	A	<p>【担当課評価】 女性の管理職の把握・公表：2 女性比率：部長級0%・次長級0%・課長級15.2%・課長補佐級19%（H27.4.1現在）</p> <p>【担当課評価】 職務分担のかたよりの是正：2 研修参加機会の均等：2 旧姓使用制度の周知：2</p> <p>職位に見合った男女間での格差の無い職務分担を行うよう所属長に対し指導。また、引き続き職員に対し、旧姓使用制度の周知。</p>
	③教育現場における男女共同参画の促進	1. 管理職、主任等の性別によるかたよりの是正	校長、教頭や主任等の性別のかたよりを是正します。	学務課	A	<p>【担当課評価】 校長・教頭職の是正：3 主任等の是正：2 小・中学校の校長・教頭・教務主任の女性の人数 全27校 校長：5人 教頭：8人 教務主任：10人</p> <p>【事業実施上の課題】 校長、教頭（管理職）は県教委の選考を経て登載されるものである。選考にあたっては、本人の希望をもとに受験するもので、女性の希望者を増やしていくことが課題といえる。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 今後も、男女の別なく、適材適所への配置に努める。</p>
2. 地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します。	①地域活動における男女共同参画の促進	1. 地域活動における性別のかたよりの改善	市民協同団体における代表・会員等の男女構成比の把握・公表をします。	協働推進課	A	<p>【担当課評価】 男女構成比の把握：2 男女構成比の公表：2 市民活動センターの利用登録している市民活動団体の代表、会員数については男女問わず市民活動センターホームページ等にて公表している。</p> <p>【事業実施上の課題】男女比に関しては、市民活動センター利用申請の要件に該当していないことなどから、団体に対して情報提供を求めにくい。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】引き続き、市民活動センターに利用登録している代表者、会員数等、市民が団体に求める情報の開示に努めるが、男女比は難しい。</p>

2. 地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します。	①地域活動における男女共同参画の促進	2. 市民活動団体に関する情報の収集・提供	男女共に市民活動への参加を促すため、市民活動センターを拠点として、情報の収集・提供します。	協働推進課	A	<ul style="list-style-type: none"> 市民の自主的な公益活動を展開する市民活動団体を紹介し、市民活動の促進をより一層図ることを目的としたU活ニュースの発行（74,400部、市内全戸配布） 市民活動センターの利用を促進（市民活動センター及びホームページ等で男女問わず市民活動への参加を促している） <p>【次年度以降の事業の方向性】 様々な広報媒体を活用し、男女問わず市民活動への参加を促す。</p>
		3. 自治会活動への参加促進	男女共に地域へ参画するため、自治会への加入を促進します。	地域ネットワーク課	A	<p>【担当課評価】自治会加入の促進：2 転入手続き時に自治会案内のチラシの配布。自治会連合会では広報紙「うみかぜ」の発行（ポストインにより全戸配布）やホームページを活用し、自治会活動をPR、加入に向けての活動を展開している。この他、自治会に対して補助金を交付し、活発な活動を支援することで、新たな会員獲得を促している。</p>
	②男女共同参画の視点に基づく地域の取り組みへの支援	1. 市民参加による男女共同参画フォーラムの開催	市民と協働で男女共同参画フォーラムを開催します。	男女共同参画センター	A	<p>【担当課評価】市民と共同でのフォーラム開催：3 『女（ひと）と男（ひと）うらやすかがやきフォーラム』総参加者数：のべ260人</p> <ul style="list-style-type: none"> 講演会：テーマ「新しいパパの働き方」 講師：安藤哲也（NPO法人ファザーリングジャパン代表） 市民参加のパネルディスカッション 講演会のほか、イベントブース/ミニセミナー/ワークショップを実施した。 イベントブース等は市民団体との協働で行った。また講演会の司会や受付には過去の講座の受講生にお願いした。 <p>【次年度以降の事業の方向性】 ・26年度は例年以上に子育て世代の若い年代の男女の参加があった。今後もテーマに工夫し若い年代の参加を促したい。</p>
2. ネットワークづくりの促進		男女共同参画に関わる団体のネットワークづくりを支援します。	男女共同参画センター	A	<p>【担当課評価】ネットワークづくりの支援：3 前年度は支援まで繋がらなかったが、26年度は『女（ひと）と男（ひと）うらやすかがやきフォーラム』のイベントブースの一部を市内の女性団体に依頼した。結果として他の関連講師とのコミュニケーションを図る環境を提供できた。</p>	
3. 審議会等における委員構成の男女比の適正化を図ります。	①審議会等における委員構成の男女比の適正化	1. 委員の男女構成比の適正化	審議会等への女性の参画を促進し、男女比の適正化を図ります。	協働推進課	A	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等における女性委員の比率は3割以上と定めている 各課に積極的な女性登用を促している。 <p>①女性委員を含む審議会の割合95.6%（前年度91.8%） ②全委員に占める女性委員の割合34.9%（前年度35.3%） ③女性のいない審議会の数 2（前年度2）（平成27年5月29日現在）</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 浦安市市民参加推進条例施行規則第4条第3項に基づき、審議会等の女性委員の構成比率を3割以上確保するとともに、今後も女性登用を促していく。</p>

<p>3. 審議会等における委員構成の男女比の適正化を図ります。</p>	<p>①審議会等における委員構成の男女比の適正化</p>	<p>2. 公募による委員登用の拡大</p>	<p>審議会等への市民参加を促進し、公募委員の登用を拡大します。</p>	<p>協働推進課</p>	<p>A</p>	<p>・ 市民公募を含む審議会等の割合37.8% (前年度36.7%) (審議会等総数45、公募委員を含む審議会等17) (平成27年5月29日現在)</p> <p>【事業実施上の課題】 公募委員を含んでいない審議会等については、法令に基づく場合や専門性が高いものであり、新たな公募委員の登用については見込めない状況にある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 「浦安市審議会等の委員選任に係る基準」に基づき、可能な限り積極的な公募委員の登用に努める。</p>
--------------------------------------	------------------------------	------------------------	--------------------------------------	--------------	----------	--

課題4 防災における男女共同参画の推進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立します。	①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	1. 災害発生時における男女共同参画センター運用ガイドラインの策定	災害発生等緊急時における男女共同参画センター運用ガイドラインを策定します。	男女共同参画センター	B	ガイドライン作成にあたり防災課等、関連部署との連携を図ることが重要であるが、26年度は他部署との連携までには至らなかった。 【事業実施上の課題】 関連部署との連携をどう図るかが課題である 【次年度以降の事業の方向性】 次年度以降も引き続き検討していく
		2. 防災体制に向けた関連部署との連携	災害発生時男女共同参画センター運用ガイドラインの策定、運用等にあたり、関連部署との連携を図ります。	男女共同参画センター	A	・ガイドライン作成にあたり防災課等、関連部署との連携を図ることが重要であるが、26年度は他部署との連携までには至らなかった。 【事業実施上の課題】 前年同様、関連部署との連携をどう図るかが課題である
		3. 地域防災計画の策定	男女共同参画の視点を踏まえ、あらゆる人に配慮した地域防災計画を策定します。	防災課	B	【担当課評価】 地域防災計画（震災編）の改定にあたり、平成25年5月に内閣府男女共同参画局が発表した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等を参考に作成した。 【次年度以降の事業の方向性】 平成27年度に地域防災計画（風水害等・大規模事故編）を改定する。
		4. 自主防災組織への支援の充実	地域の自主防災組織への女性の参画を促すとともに、支援を拡充し連携を図ります。	防災課	A	【担当課評価】 自主防災組織への女性の参画：2 支援を拡充し連携をはかる：2 H24年度から自主防災組織間の連絡調整・情報共有を目的とし、自治会において自主防災組織連絡協議会が設立され、当該、協議会の部会等において、男女の参加による意見交換が行われた。 【次年度以降の事業の方向性】継続事業
		5. 女性消防団員参画の推進	地域で活動する消防団員への女性の参画を推進します。	消防本部 総務課	A	【担当課評価】女性参画の推進：3 ・第20回全国女性消防団員活性化ちば大会が浦安市で開催し、大会に係る準備及び、全国より約3,800人の女性団員が集まる中、会場運営を県内の女性団員と協力して行なった。（平成26年11月13日～14日 延べ32名参加） 女性消防団員の割合 136人中20人（14.7%） 【事業実施上の課題】 女性団員の協力により、準備及び大会当日についても課題となる点は無かった。 【次年度以降の事業の方向性】 新たな活動として、市内の保育園等の消防訓練に女性団員が出向し、保育園・幼稚園児の幼少時期の防火・防災の意識づけを目的とした活動を実施している。また、入団促進についても女性消防団員の意見を取り入れ、様々な方法にて広報活動を行っていきたい。

1. 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立します。	②男女が共に防災に参画するための啓発の促進	1. 東日本震災等に基づく講座の開催	自治会等に向け、東日本大震災等の被災体験に基づく講座を開催します。	防災課	B	【担当課評価】 講座の開催：2 各自主防災組織が実施する訓練等の取り組みの中で、要望に応じ、危機管理監や防災課職員による講話を行った。講話では、日中の震災等では、若い男性が不在の場合が想定され、女性や高齢者による初期消火や避難誘導等の対応が必要となる旨、説明するとともに、訓練等に女性も積極的に参加してほしい旨、説明した。（計12回の講話の実施、約600人の参加） 【次年度以降の事業の方向性】 継続事業
		2. 防災についての職員研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化のため、職員研修を実施します。	防災課	A	大規模な災害発生に備え、地域防災計画の実効性を高めるため、平成27年2月21日に実践型（図上）訓練（座学、図上演習）を課長補佐級の男女職員75名の参加により実施した。
2. あらゆる人に配慮した防災体制を確立します。	①あらゆる人に配慮した防災体制の整備	1. きめ細やかな広報活動の推進	防災情報や災害発生時緊急時における情報発信について、誰もが情報を受け取れるよう、きめ細やかな広報活動を推進します。	広聴広報課	A	【担当課評価】 広報活動の推進：2 ・ 広報うらやす（日本語版・英語版・声の広報）、行政情報番組「こちら浦安情報局」、市ホームページ、重要なお知らせメールサービス、ツイッターなどさまざまな媒体を通じて情報を発信した。 【次年度以降の事業の方向性】 今後もより多くの方に情報が行き渡るよう情報媒体・伝達方法について検討していく。
		2. 外国人への情報提供の充実	防災情報や災害発生等緊急時における情報発信や相談窓口の設置について、外国人への対応の充実を図ります。	地域ネットワーク課	A	【担当課評価】 情報発信：2 相談窓口の設置：2 ・ 地域防災計画の修正に伴い、概要及びマニュアル作りを行った。災害時の相談窓口設置・情報の収集と翻訳情報の取捨選択・被災状況把握・避難状況把握・避難所対応などの役割を洗い出し、地域防災計画に反映した。・ 防災課と連携し、避難場所標示板及び誘導版の多言語表記を行った。（英語・中国語・韓国語） 【事業実施上の課題】 今後は、具体的な役割分担（いつまでに・誰が・何をするのか）を明確にし、協力体制を築かなければならない。 【次年度以降の事業の方向性】 計画に則ったマニュアル作りを行う

2. あらゆる人に配慮した防災体制を確立します。	①あらゆる人に配慮した防災体制の整備	3. 支援が必要な高齢者・障がい者の把握	災害発生等緊急時において、支援が必要な人を把握します。	高齢者支援課	A	<p>介護保険課、障がい事業課、高齢者支援課の3課で災害時に支援が必要な人を把握するために災害時要援護者名簿の作成作業を行い、社会福祉課にて民生委員などに情報提供を行っている。なお、課ごとに対象者を分けており、高齢者支援課では、①介護認定を受けていない②障がい者手帳をもっていない③65歳以上の高齢者のみで暮らしている方を対象に、平成25年度は民生委員による訪問調査、平成26年度は周知による手上げ方式による登録を行った平成26年度情報提供時の登録者の内高齢者支援課対象者は3,491名、平成26年度の新規登録者数は5名。</p> <p>【事業実施上の課題】 平成25年度の全数訪問調査により、通常7位想定以上の登録の申請があり、現状では実際には支援を必要としないと考えられる人も登録をしている。個別支援プランの作成が必要となるが、実際の災害時に行政や支援者がどの程度の役割を果たすことができるか、また有効に情報を利用できるかが課題となる。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 ・基本的に手上げ方式での運用・新規希望者を都度システムへ登録・作成した名簿を有効活用できるよう、高齢者支援課担当の対象者の枠の変更や調査方法を含め、今後の災害時要援護者支援の方向性を検討していく。</p>
				障がい事業課	A	<p>昨年度に引き続き、3課（障がい事業課、高齢者支援課、介護保険課）の情報を集約して災害時要援護者名簿を作成し、災害発生時において支援が必要な人を把握している。</p> <p>【事業実施上の課題】 3課（障がい事業課、高齢者支援課、介護保険課）の要援護者情報をとりまとめて要援護者名簿を作成しているところであるが、とりまとめ等の事務が煩雑であることや、ペーパーレスな情報管理、緊急時の情報活用という点から、単体の要援護者用のシステムの導入などを今後検討していきたい。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 これまでと同様、年度末に対象者に調査をし、年始に名簿を作成する。</p>

課題5 男女が共に安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績	
1. 在住・在勤外国人が安心できる環境を整備します。	①外国人のための生活情報の提供	1. 外国語による情報発信の推進	広報やホームページ等、外国語での情報発信をします。	広聴広報課	A	<p>【担当課評価】 広報での発信：2 HPでの発信：3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月一回英字広報「City News うらやす」を発行し、各公共施設で配布したほか、日刊英字紙への折り込みをした。 ・市ホームページを平成27年2月13日リニューアルし、旧ホームページで運用していた英語、中国語、韓国語の自動翻訳に加え、タガログ語、欧州4カ国語（フランス語・ドイツ語・スペイン語・ポルトガル語）の自動翻訳を追加した。 <p>【次年度以降の事業の方向性】 今後も外国語情報の発信方法や内容など検討していく</p>	
		2. 外国人相談窓口の充実	外国語で対応できる相談を実施し、女性の相談に関しては、「女性のための相談」と連携を図ります。	地域ネットワーク課	A	<p>【担当課評価】 相談の実施：2 連携を図る：2</p> <p>外国人相談窓口を設置し、在住外国人やそれにかかわる日本人の相談を受け付けた。（7カ国対応）また、相談が法的な支援が必要な場合には、法律相談や女性のための法律相談への案内や通訳も行っている。その他、千葉県国際交流センターが実施する「外国人のための無料法律相談」の案内を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設日：月～金（祝日除く）10：00～16：00（昼休憩1時間含む） ・場 所：市役所地域ネットワーク課 ・実 績：531件（26年度実績） ・体 制：アドバイザー3人を指定曜日で配置 <p>【次年度以降の事業の方向性】 現状通り</p>	
	②多文化への理解を深めるための事業の実施	1. 国際交流の推進	国際センターを拠点として国際交流を推進します。		地域ネットワーク課	A	<p>【担当課評価】 国際交流の推進：3</p> <p>国際センターでは、指定管理者による自主事業のほか、登録団体による交流活動やサロンスペースにおける交流スペースを展開している。センター利用者数は、38,626人で過去最高となった。自主事業として、月毎に各国の紹介を主とした展示を行っているほか、語学講座やワークショップ、講演会、児童センターへ出張講座などを行い、市民への国際理解啓発を進めている。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 これまでの事業実施結果をもとに、効果のある事業は継続し、工夫が必要なものは改善を図る。その他、これまで関わりのなかった、市関係機関と協力体制を築き、利用者のすそ野を広げていく。</p>
							2. 国際社会理解講座の開催

<p>1. 在住・在勤外国人が安心できる環境を整備します。</p>	<p>②多文化への理解を深めるための事業の実施</p>	<p>2. 国際社会理解講座の開催</p>	<p>多文化への理解を深めるための講座を開催します。</p>	<p>公民館</p>	<p>(高洲公民館) 「親子で学ぶ英語」全4回：延べ39組 「イタリア文化史」全1回：19人 「親子でえいごをまるごと楽しみましょう」全2回：延べ18組 「皆でボサノヴァを歌いましょう」全4回：延べ135人(中央公民館) 「日本語教室初級」全10回：延べ38人 「日本語教室中級」全10回：延べ125人(日の出公民館) 「グローバルアカデミー講座」全2回：延べ40人 「夏休み子ども国際理解講座「アジアンフードにチャレンジ!!パキスタンカレーとナンを作ろう」」全1回：24人 【次年度以降の事業の方向性】 学ぶだけでなくコミュニケーションとしての交流の会を持つべきと考える。 現代的な課題に則した事業を行う。</p>
				<p>市民大学</p>	<p>「世界とつながる(‘We are with you.’)うらやすを創る」講座にて、日本文化とアイヌ文化の交流や東洋と西洋の芸術について、近現代の西欧文明についてなど、多文化への理解を深める内容を実施した。 【事業実施上の課題】 当講座を実施している講師の都合上、今後長くは続かないと予想されており、後続の講師および講座内容の検討が課題となっている。</p>
<p>2. 若者の社会参画と自立を支援します。</p>	<p>①若者へのキャリア形成の支援</p>	<p>1. 若年層の実態調査等の検討</p>	<p>アンケート調査等、実態調査について検討します。</p>	<p>商工観光課</p>	<p>市内高等学校(4校)新規学校卒業者の就職状況調査を実施したほか、いちかわ・うらやす若者サポートステーションによる「若者向け就職相談(いちかわ・うらやす若者サポートステーション新浦安駅前サテライト)」を開設し、若者の職業的自立支援の取り組みを促進することができた。 【回数/期間/開始時期】 市内高等学校(4校)新規学校卒業者の就職状況調査：年1回 若者向け就職相談：月2回(平成26年度開設) 【事業実施上の課題】 平成26年3月の浦安市統計書(平成22年10月1日実施の国勢調査)から、15歳から34歳の市内の若年無業者数は、246人である。ただしニートを含む若者の就労状況についての正確な把握は難しい。 【事業実施上の課題】 就業が困難な若年層を支援する取り組みを行うため、今後も引き続き、市内高等学校新規学校卒業者の就職状況調査を行っていくとともに、いちかわ・うらやす若者サポートステーションと連携し若者の実態を把握していく。 また、平成27年度からは、「若者向け就職相談」の相談日を毎月2回から毎月4回に拡充する。</p>

3. ひとり親家庭の社会参画と生活を支援します。	①自立のための生活支援の充実	1. ひとり親家庭への助成	生活支援のための助成を行います。	こども課	A	<p>【担当課評価】助成の実施：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障がいのある方を含む）を養育している父または母、もしくは養育者（父母に代わって児童を養育している方）に支給した。 延月人数9,872人 ・ひとり親家庭等医療費等助成事業 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障がいのある方を含む）を養育している父または母、もしくは養育者（父母に代わって児童を養育している方）に支給した。 ※保険診療の範囲内のものに限る 受給者数1,093人 ・ひとり親家庭住宅手当 20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等で、賃貸住宅にお住まいの方（月額1万円を超える家賃を払っている方）に支給した。 受給者数459人（H26年度末） ・交通遺児手当 交通事故により、ひとり親（重度の障がい者を含む）となった方に小学生以下が1人につき12,000円、中学生が1人につき15,000円支給した。 対象児童数7人
		2. ひとり親家庭への相談の実施	専門家によるひとり親家庭への相談を実施します。	こども家庭支援センター	A	<p>【担当課評価】相談の実施：2</p> <p>母子父子自立支援員（婦人相談員兼務3名）による電話及び面接相談を実施した。</p> <p>ひとり親相談 実人数 152人（母子家庭 150人 父子家庭2人） 延件数 1,794件（母子家庭 1,789件 父子家庭5件）</p> <p>【事業実施上の課題】 平成26年10月法改正により、父子家庭を対象とすることが明確になった。父子家庭の相談は従前より女性相談員が対応しているが、必要に応じて男性職員を同席させるようにしている。今後は男性相談員の配置も検討必要かもしれない。</p>
4. 高齢者や障害者の社会参画と生活を支援します。	②社会参画のための就労支援の促進	1. ひとり親家庭の保護者への就労支援	職業訓練情報の提供をし、就業支援講座を開催します。	こども家庭支援センター	A	<p>【担当課評価】情報・講座の開催：2</p> <p>母子家庭の母等の就労支援のためにパソコン講座及び就労支援講座を開催しました。 働く方も参加しやすいようを様々な時間帯や曜日で実施しました。</p> <p>【参加実人数】 パソコン講座基礎コース 26人 就労支援講座 18人</p> <p>【事業実施上の課題】 DV被害者の母子家庭の母がいることを考慮し、母子・父子同時参加事業は実施していない。</p>
		①高齢者支援事業の推進	1. 高齢者への就労支援	シルバー人材センター等、高齢者の就労の場を確保し提供します。	高齢者支援課	A

4. 高齢者や障害者の社会参画と生活を支援します。	①高齢者支援事業の推進	2. 高齢者に関する相談の実施	介護保険制度の利用に関して、専門家による相談を実施します。	猫実地域包括支援センター	A	<p>【担当課評価】相談の実施：3 保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等専門職による相談を受け付けした。</p> <p>【平成26年度猫実地域包括支援センター相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険その他保健福祉サービスに関すること ・権利擁護（成年後見制度等）に関すること ・高齢者虐待に関すること <p>（延べ件数：4,578件）</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>高齢者に関わる相談は、介護保険制度の利用に関する相談のみならず、相談内容が複雑なことも多く、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行っているが、支援が、本人や家族の状況により、困難であったり、長時間要することが多い。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>引き続き、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等専門職による相談を実施する。</p>
	②障がい者支援事業の推進	1. 障がい者への就労支援	ワークステーション等を中心に障がい者の就労の場を確保し提供します。	障がい事業課	A	<p>【担当課評価】就労の場の確保・提供：2 ワークステーション内の福祉的就労施設、一般就労企業（特例子会社）については随時障がい者の受入れを行った。就労支援センターでは、新たに21人の登録があり、19人が就職した。</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>障がい者の就労の場の確保及び場の提供を進めるとともに、企業・福祉施設・学校・行政機関等による関係機関とのネットワークを深める必要がある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>ワークステーション内の福祉的就労施設、一般就労企業（特例子会社）、就労支援センターで受け入れを行うとともに、障がい者就労に対する理解・啓発を進めていく。</p>
		2. 障がい児保育、教育の充実	保育園、幼稚園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実を図ります。	保育幼稚園課	A	<p>【担当課評価】</p> <p>保・幼稚園の障がい児への教育の充実：2 公設公営保育園7ヶ所で支援が必要な児童66名に対して35名の非常勤保育士を配置し、安全に保育を行った。 市立幼稚園14ヶ所で支援が必要な園児101名に対して45名の補助教員を配置し、安全に教育を行った。</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>支援を必要とする子どもの数の次年度の予測が立てづらく、また途中入園で年度中でも補助教員が必要になることがあり、先を見越した保育士及び教員の必要数確保と適正な配置が困難。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>引き続き、個々の状況に応じた学習活動上の補助及び児童・園児の安全確保を行っていく。 保育士・教員を必要数確保するための募集を行う。</p>

<p>4. 高齢者や障害者の社会参画と生活を支援します。</p>	<p>②障がい者支援事業の推進</p>	<p>2. 障がい児保育、教育の充実</p>	<p>保育園、幼稚園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実を図ります。</p>	<p>指導課</p>	<p>【担当課評価】 小・中学校の障がい児への教育の充実：3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、幼稚園、小・中学校を訪問し、教職員に対し対象児の園・学校生活の充実に向けた助言を行った。 ・ 保護者と学校が個別の指導計画や個別の教育支援計画作成時に同席し、助言を行った。 ・ 就学説明・相談会を実施し、保護者と就学にかかわる相談を継続的に行うとともに、電話や面談で保護者や教職員と特別支援教育にかかわる相談を行った。 ・ 小・中学校に心身障がい児補助教員、心身障がい児支援員を配置した。 ・ 特別支援学級担任、通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーター、心身障がい児補助教員、心身障がい児支援員を対象に研修会を実施した。 ・ 小・中学校の特別支援学級に備品や設備を整えた。 ・ 教職員向けに特別支援教育に関するリーフレットを作成した。 <p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携を図りながら個別の教育支援計画の作成を進めること。 ・ 中学校区により、幼・保・小・中の連携の図り方に差がある。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたち一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、関係機関との連携を図りながら個別の教育支援計画の作成を進め、より個に応じた保育、教育の充実を図っていく。 ・ 特別支援教育コーディネーター研修会などで、幼・保・小・中の連携が図れるような内容を取り上げる。
----------------------------------	---------------------	------------------------	---	------------	--

課題6 性への理解と生涯を通じた健康の支援

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. 互いの性を尊重する意識づくりに取り組みます。	①互いの性への理解促進	1. 性差医療の普及・啓発	女性外来等性差医療の普及に向け啓発を行います。	男女共同参画センター	A	・2関連図書資料を購入した。 【次年度以降の事業の方向性】 引き続き、図書や新聞記事での情報収集し、提供していく。
		2. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	性の自己決定等リプロダクティブ・ヘルス/ライツ普及に向け啓発を行います。	男女共同参画センター	A	【担当課評価】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発：3 ・関連図書の購入 ・男女共同参画ニュース「うらやすP-Life」でリプロダクティブ・ヘルス/ライツをテーマに特集を組み発行した。 ・「インフォメーションカフェⅡ 女性ホルモン塾@うらやす～キレイなからだ・心をつくるホルモン」1回参加者 女性24人 ・「男女共同参画センター推進講座 子育てがラクになる女性学講座」3回講座のうち1回をテーマにあげ啓発を行った。
	②多様な性への理解促進	1. 性的少数者への理解促進	性同一障がい等性的少数者への理解を促進する情報提供等を行います。	男女共同参画センター	A	・市HPにリンク集としてLGBT関連サイトを紹介した。 ※人権についての職員研修会として、市職員を対象に「多様な性と人権 ～知っていますか？性同一性障がい」をテーマに開催した。
2. 生涯にわたる健康づくりを支援します	①女性の健康づくりへの支援	1. 健康診断受診等の促進	女性の健康診断受診の促進等、健康づくりを支援します。	健康増進課	A	【担当課評価】健康づくりへの支援：2 ・男女問わず受診者全員に受診勧奨目的の個別通知を送付し広く周知した。 ・平成26年度受診率の実績は、男性39.5%に対し女性は46.5%であった。
		2. 女性特有がん検診受診の促進	乳がん、子宮がんに関する周知、検診の促進をします。	健康増進課	A	【担当課評価】乳がん・子宮がんの受診・周知促進：2 ・対象者への個別通知や広報・ホームページの掲載等で、女性がんに関する周知、受診勧奨を実施した。 ・女性向けのチラシを作成し、乳幼児の健診や出前講座など他の事業で周知を実施した。 ・国の補助事業を活用し、対象者に無料クーポン券を郵送した。 ・子宮がん検診受診率32.2% ・乳がん検診受診率マンモグラフィ16.3% エコー18.1% 【次年度以降の事業の方向性】 受診率向上に向けて、未受診者の対策を検討

2. 生涯にわたる健康づくりを支援します	②妊婦や乳幼児の保護に関する取り組みの充実	1. 妊娠・出産に関わる相談の実施	専門家による妊娠・出産に関わる相談を実施します。	健康増進課	A	<p>【担当課評価】 妊娠・出産の相談の実施：3 ・妊娠した方に対し、母子健康手帳および父子健康手帳を交付。 母子健康手帳交付 1,447件 父子健康手帳交付 1,543件 （新規交付および転入妊婦に交付。ただし母子家庭は除く） ・平成26年10月より子育てケアプランを保健師と子育てケアマネージャーが作成。妊婦などの抱える悩み等を把握し、本人の置かれている状況や本人の意思を十分確認することを通じて母子の状況にあった支援計画の作成を行うため。 実績：H26ケアプラン作成数 490件</p> <p>【事業実施上の課題】 支援を要するケースの把握に努め、ハイリスク妊婦に関しては交付を機に妊娠中の関わりがスムーズにできるようその後の出産、子育てへの継続したフォローができるようにしていくことが必要。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 今年度も継続。実施方法の変更はなし。</p>
		2. 妊婦への健康講座の開催	妊婦の健康に関わる講座を開催します。	健康増進課	A	<p>妊婦健康講座： 医師講義 計6回 （小児科医師講義3回、産婦人科医師講義3回） 参加者計 113人 （初産婦106人、経産婦3人、パートナー4人）</p> <p>【事業実施上の課題】 H26年度も前年度と同様、小児科・産婦人科医師の講義を隔月で実施した。以前より妊婦健康講座はパートナーも受講できるが、平日の実施であること、事業の特性からパートナーとの参加も少ない。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 講座案内には前年度と同様、パートナーも参加できることを周知していくことや、パートナーも妊娠・出産時に具体的にサポートできるような視点で講義が開けるよう、周知の仕方や講座の内容を工夫していく。</p>
		3. 新生児・妊婦訪問の実施	専門家による新生児・妊婦訪問を実施します。	健康増進課	A	<p>【担当課評価】 新生児・妊婦の訪問：2 （実人数を計上、生後4か月未満児） 新生児訪問：1,232件 妊産婦訪問：1,280件</p> <p>【事業実施上の課題】 この時期の家庭訪問は、母子関係の早期確立、育児不安の軽減、虐待予防の点からも重要である。そのため、ニーズに応じ、早期に訪問していくことが課題である。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 少子高齢化、出産の高年齢化などに伴い、家庭機能の変化も目覚ましい。社会資源の活用も含め、訪問指導の質の向上も高めていく必要がある。社会の変化に柔軟に対応できる訪問指導を展開していく。</p>

<p>2. 生涯にわたる健康づくりを支援します</p>	<p>②妊婦や乳幼児の保護に関する取り組みの充実</p>	<p>4. 育児に関わる相談の実施</p>	<p>専門家による育児に関わる相談を実施します。</p>	<p>健康増進課</p>	<p>①育児相談事業：実施回数 全22回 実施会場：健康センター12回、中央公民館4回、堀江公民館2回（※1）、高洲公民館4回 ※1：堀江公民館改修工事があったため、通常4回開催するところ、2回となっている。 参加者：実人数556人、延べ人数1,601人 ②離乳食クラス事業：実施回数 全12回 実施会場 健康センター 対象者 1,362人中、参加者698人</p> <p>【事業実施上の課題】 ①,②の事業はどちらも性別に関係なく、誰でも相談できる事業として周知しているが、平日に開催している事業であることから、主保育者である母親からの相談が圧倒的に多く、父親からの相談、参加が少ない。就労していて事業参加することができないことが一つの課題となっている。そのため、育児相談事業の事業実績数には上がってこないが、電話でも育児相談を行っていること、父親からの相談も受け付けている開かれた事業であることを周知していく。 【次年度以降の事業の方向性】 ・②の離乳食クラス事業では、男児・女児ともに共通の色とし、色で性別がイメージしにくいよう「緑」色の名札シールに統一している。次年度も継続し、性別を意識助長しない内容に考慮していく。 ・①,②の事業について、父子健康手帳交付時、ウェルカムベビークラスにパートナーが参加している時などに、誰でも参加できる事業であることをPRすることや、父子健康手帳交付事業担当と協力し、パートナーが参加できる事業（育児相談、電話相談、離乳食クラスなど）や遊び場の紹介など内容を検討していくことなど、性別に関係なく、子育てをする保護者として開かれた事業であることを周知していく。</p>
	<p>③ライフステージを踏まえた健康づくりの支援</p>	<p>1. 更年期に関する啓発活動の実施</p>	<p>更年期に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。</p>	<p>健康増進課</p>	<p>【担当課評価】 啓発：3 生活習慣病予防教室（女性のための元気アップセミナー）の開催（年2回） ① 平成26年9月25日 内容：保健師講話、健康推進員による女性にやさしいおやつ提供 ② 平成27年3月9日 内容：さち子レディースクリニック・大亀幸子医師による講話、健康推進員による女性にやさしいおやつ提供</p> <p>【事業実施上の課題】 子育て世代のにも参加しやすいよう保育付きのセミナーにしたが、当日の保育の利用者は定員に達していなかった。対象になる方へ周知されるよう、さらに周知場所や周知方法の検討が必要。 【次年度以降の事業の方向性】 ・公民館や男女共同参画センターにおいても、女性をターゲットにした講座を開催しているため、セミナーの内容の検討をする。 ・母子保健事業と連携するなど、チラシの配布場所を工夫することで、より多様な方の参加を促せるようにする。</p>

2. 生涯にわたる健康づくりを支援します	③ライフステージを踏まえた健康づくりの支援	2. メンタルヘルスサポートの推進	うつ病予防等、メンタルヘルスに関する事業を実施します。	健康増進課	A	<p>【担当課評価】メンタル事業の推進：2 ゲートキーパー養成講座を開催し、一人でも多くの方が、ゲートキーパーとしての意識を持ち、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことを目的とした。支援者の質の向上として、研修会を開催した。いのちとこころの支援イベントを実施し、正しい知識などの普及に努めた。</p> <p>【事業実施上の課題】 男女にかかわらず、健康相談を随時実施していることから、特に男性を掲げて事業を実施する必要性について検討をする必要がある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 ゲートキーパー養成講座等を通して、一人一人の意識の向上や知識の普及を図ると同時に、相談機関の周知や相談会の開催、各相談機関の連携を強化するなど相談できる環境整備を充実させていく。</p>
		3. 男性のための相談の検討	男性のための相談窓口を検討します。	健康増進課	C	<p>現在健康増進課では「男性のための相談」と特化した相談事業は無いが、総合健康相談として月に2回定例で行っている「健康チェック」事業と、随時電話・窓口などによる健康相談を実施している。これら相談事業は男女の区別なく健康に関するすべての相談を受け付け、対応している。</p> <p>【事業実施上の課題】 男女にかかわらず、健康相談を随時実施していることから、特に男性を掲げて事業を実施する必要性について検討をする必要がある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 現在のところ、健康相談の方法や対象を変更する予定はない。</p>
				男女共同参画センター	C	第2次うらやす男女共同参画プランの改訂にあたり、再度検討課題とする。

課題7 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. 女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します。	①DVに対する正しい理解の促進	1. DVに対する啓発の実施	DVに対する正しい理解の促進、相談の周知等の啓発に関する冊子等を作成し周知します。	男女共同参画センター	A	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談支援カード及びDV啓発リーフレットを各公共施設、ショッピングセンター等の施設内に常置している。 ・DV被害者を対象に自立に向けての必要な情報を記載した「新たな生活をはじめのためのガイドブック」を提供している。 ・女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）週間には市広報で相談機関等を掲載した。
		2. 2次被害防止等に関する職員、支援者向け研修の実施	DV被害者の対応等に関して、職員、支援者向け研修を実施します。	男女共同参画センター	A	<p>「DV対策第2次被害防止のための関係職員研修会」 テーマ： 「心理的理解と対応～目に見えない傷～」 講師：町田典子氏 （浦安市「女性のための相談」相談員） 参加者：56人</p>
		3. 加害者更生に関する情報の収集・提供	加害者更生に関する情報の収集・提供をします。	男女共同参画センター	A	<ul style="list-style-type: none"> ・関連図書資料の提供 <p>加害者更生にかかわる資料や情報が少なく、確立されたプログラム等がないことから、確かな情報を収集することは、現在のところ難しい。</p>
		4. デートDVに対する啓発の実施	中・高校生向けのデートDVに対する正しい理解の促進を目指す冊子等を作成し啓発します。	男女共同参画センター	A	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDV相談支援カードの作成・配布（各中学校） ・男女共同参画ニュース「うらやすP-Life」Vol.10 特集「自分も相手も大切に恋愛のために」の提供 ・HPで掲載、関係機関へのリンク
		5. デートDVの防止に関する教職員向け研修の実施	デートDVの防止に関する教職員向け研修を実施します。	指導課	A	<p>【担当課評価】研修の実施：3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度2・3年目教員研修夏期研修会において、現男女共同参画センターの職員を講師に招き、デートDVに関する研修を実施した。 ・指導課と男女共同参画センターの共同で、DV防止を呼びかける啓発カードを作成し、全中学校へ配付した。保健室やカウンセラー室に置き、生徒が自由に持ち帰れるようにした。 <p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から2・3年目研修に位置づけたため、それ以前に研修を受講した教職員やこの研修が始まる以前の採用教職員への周知をしていく必要がある。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校で実施されるモラルアップ研修会において取り上げていく。 ・引き続き、2・3年目研修に位置づけることで、教職員への意識づけと理解を広めていく。
		6. デートDVの防止に関する保護者向け講座の開催	デートDVの防止に関する保護者向け講座を開催します。	男女共同参画センター	A	<p>※25年度実績として、中学校の家庭教育学級の一部に、母親に対して実施した（主催：日の出公民館） 26年度は保護者対象に実施はなかった。</p>

1. 女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します。	②女性のための相談体制の強化・充実	1. 相談・カウンセリング機能の強化・充実	専門家による「女性のための相談」「女性のための法律相談」を実施します。	男女共同参画センター	A	<ul style="list-style-type: none"> 「女性のための相談」延べ相談者数647人 相談日：月・火・木曜日・第2火曜日・第4金曜日 10時～16時まで（月9回） 14時30分～20時まで（月5回） 「女性のための法律相談」延べ相談者62人 相談日：毎月2日（のべ日数24日） 1日あたりの相談枠は6枠（相談時間は40分） 	
		2. 母子・婦人相談の実施	専門家による「母子・婦人相談」を実施します。	こども家庭支援センター	A	<ul style="list-style-type: none"> 婦人相談員(母子父子自立支援員兼務3名)による電話及び面接相談を実施した。 婦人相談:実人数90人 延件数277件 	
		3. 相談事業に関する連携	「母子・婦人相談」「女性のための相談」を連携して進めます。	こども家庭支援センター	A	「母子・婦人相談」において「女性のための相談」を紹介した相談者数： 実人数 12人	
				男女共同参画センター	A	<ul style="list-style-type: none"> 「女性のための相談」において「母子・婦人相談」を紹介した相談者数14人 こども家庭支援センターとは、互いに相談員も含め必要とする内容については随時、情報を共有し連携を図っている。 	
	4. グループ相談の充実	DV被害者の自助のため、グループ相談の充実を図ります。	男女共同参画センター	A	<ul style="list-style-type: none"> *相談員と協議を図る必要があり、そこまでに至らなかった 【事業実施上の課題】 ・相談者の相談内容や個人に関わることが多いので、相談員と十分に協議することが必要である。 		
	③DV被害者に対する救済体制の強化・充実	1. 緊急避難時における支援	緊急避難時の手続等を支援します。	男女共同参画センター	A	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者が緊急避難する際に、配偶者暴力支援センター、民間団体、警察等と連携を図った。連携を図った際に各支援に必要な手続きに関する事など職員が同行するなど、支援を行った。 	
		2. 緊急避難時における助成	緊急避難時の交通費・一時的かつ応急的な生活費・宿泊費等を助成します。	男女共同参画センター	A	緊急避難時の交通費や応急生活費等は予算計上は行っている	
		3. 住民基本台帳の閲覧等の制限	避難等をしている場合、住民基本台帳の閲覧等の制限をかけます。	市民課	A	<ul style="list-style-type: none"> 【担当課評価】 閲覧制限：2 必要に応じて住民基本台帳の閲覧等の制限を行った。 【事業実施上の課題】 ・男性からの申請があった場合で、男性に特化した相談先を案内する場合は、市川健康福祉センターのDV相談または、千葉県男女共同参画センターの男性のための相談となり、市内で案内できる相談窓口がないこと。 ・住基内容を職権上使用している担当課との支援措置対象者の情報の共有化について。 【次年度以降の事業の方向性】 ・これまでどおり支援措置申出について慎重に処理を進める。また、支援措置対象者の情報について住基の記録からの情報漏えいが起こらないよう、関係各課との検討を行うため、情報政策課との打ち合わせ中である。 	
	1. 女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します。	③DV被害者に対する救済体制の強化・充実	4. 関連機関との連携強化	DVの防止、被害者救済に関して、関連機関との連携を強化します。	男女共同参画センター	A	被害者の子どもや生活全般にかかわる部署と随時連携を行い、被害者への支援を行った。

1. 女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します。	④DV被害者に対する自立支援の強化・充実	1. DV被害の支援者（アドボゲーター）への助成	同行支援等を行うDV被害者の支援者（アドボゲーター）への助成をします。	男女共同参画センター	A	民間ステップハウス入所時自立支援同行者への助成を行った。 主な同行先： 行政手続き、学校、裁判所、病院、弁護士事務所など
		2. 民間ステップハウス入所時における助成	民間ステップハウス入所時における相談料を助成します。	男女共同参画センター	A	民間ステップハウス入所時における相談料の予算計上は行っている。H26年度は利用なし
		3. 民間ステップハウスへの支援	民間ステップハウスの運営を支援します。	男女共同参画センター	A	「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」第二十六条により、負担金として民間団体の運営に対し支援を行っている。
		4. 生活保護に関する相談・支援	生活保護を受けるための相談・支援をします。	社会福祉課	A	生活保護に関する相談を受け、制度の説明や申請の受付、他の制度の案内等を行った。 生活保護開始後は、その最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行った。 【事業実施上の課題】 遠方への避難や本名以外での生活など、保護の実施や他方施策の活用において、支障が生じる場合があり、関係機関との連携や調整が求められることが多い。
		5. 市営住宅に関する相談・支援	市営住宅入所のための相談・支援をします。	住宅課	A	【担当課評価】 住宅の相談、支援：2 市営住宅入居申込について窓口、電話において、DV被害者として配慮される内容などを説明・相談に乗っている。 【次年度以降の事業の方向性】 引き続き相談者の状況に合わせて、市営住宅入居申込手続きについての相談を行う。
2. セクシュアル・ハラスメント/パワー・ハラスメントの防止対策を強化します。	①事業所におけるセクハラ/パワハラ防止対策の推進	1. 事業所へのセクハラ/パワハラ防止対策の推進	市内事業所に向けて、セクハラ/パワハラ防止対策についての啓発冊子等の配布や講演会等を開催します。	商工観光課	A	【担当課評価】 啓発冊子の配布：2 広報うらやす（ホームページ）への掲載、関係機関パンフレットを商工観光課窓口を設置し、事業主に啓発したことで、セクハラ・パワハラ防止に対する理解が図られ、雇用環境整備の推進につながった。企業へのセクハラ・パワハラ防止対策の方法・手段として、パンフレットなどの配布の他、広報・ホームページへ掲載し情報提供を行った。 【回数/期間/開始時期】 広報（ホームページ）：随時 ・労働者、事業主のみなさまへー職場のトラブル解決、サポートしますー（千葉労働局） パンフレット設置：通年 ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法のあらまし（厚生労働省雇用均等・児童家庭局/都道府県労働局雇用均等室） ・セクハラ防止対策は万全ですか！？（千葉労働局雇用均等室） ・みんなで考えよう！職場のパワーハラスメント（厚生労働省）など 【次年度以降の事業の方向性】 企業が職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての認識を徹底し、雇用管理上必要な措置を講ずるよう働きかけるために、今後も関係機関と連携し、パンフレットの配布や情報提供などの啓発活動を実施していく。

2. セクシュアル・ハラスメント／パワー・ハラスメントの防止対策を強化します。	②市役所におけるセクハラ／パワハラ防止対策の強化	1. 市職員のための相談の実施	職員の中から「セクシュアル・ハラスメント相談員」を任命し、相談しやすい環境を整えます。	人事課	A	<p>【担当課評価】</p> <p>相談員の任命：2 相談の環境を整える：2 平成25年度に任期を2年間とし、セクシュアル・ハラスメント相談員を任命した。平成26年度も引き続きセクシュアル・ハラスメント等について職員からの相談及びセクシュアル・ハラスメントを防止する抑制力となった。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>平成27年度は職員の中から新規で相談員を任命する。また名称をハラスメント相談員と改め、セクシュアル・ハラスメントのみならず、パワー・ハラスメント等そのほかのハラスメントについても対象の幅を広げていく。</p>
		2. セクハラ／パワハラ防止のための職員研修の実施	セクハラ／パワハラ防止対策についての職員研修を実施します。	人事課	A	<p>外部から講師を招き、平成27年度にハラスメント相談員を任命する予定の職員に対してハラスメント相談員研修を実施した。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>平成27年度にハラスメント相談員として任命された職員に研修会を開催する。</p>
	③教育の場におけるセクハラ／パワハラ防止対策の充実	1. 教職員のための相談の実施	各校の「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、相談を実施します。	学務課	A	<p>【担当課評価】</p> <p>相談窓口の設置：2 教育相談箱の設置：2 全ての小中学校に相談員を配置の上、「セクハラ相談窓口」を設置し、教職員に周知している。</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>相談しやすい環境を作る</p>
		2. 児童・生徒のための相談の実施	各校の「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や教育相談箱を設置し、相談を実施します。	学務課	A	<p>【担当課評価】</p> <p>相談窓口の設置：2 教育相談箱の設置：2 全ての小中学校に相談員を配置の上、「セクハラ相談窓口」を設置し、児童・生徒に周知している。</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>相談しやすい環境を作る。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>今後も継続するとともに、相談窓口の周知徹底を図る。</p>
2. セクシュアル・ハラスメント／パワー・ハラスメントの防止対策を強化します。	③教育の場におけるセクハラ／パワハラ防止対策の充実	3. セクハラ／パワハラ防止のための教職員研修の実施	セクハラ／パワハラ防止対策についての職員研修を実施します。	学務課	A	<p>【担当課評価】</p> <p>セクハラ／パワハラ防止研修の実施：2 すべての学校において、不祥事根絶の職員研修を実施した。また、県教育委員会等からの通知やパンフレット等を職員に配付し、それをもとに職員への指導・周知を行い、セクハラやパワハラ防止の啓発を図っている。</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>当事者意識や切実感を持たせるような研修内容に工夫する必要がある。</p>
3. 子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取り組みを強化します。	①虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	1. 虐待の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待の通報窓口を設置し、実態を把握します。	こども家庭支援センター	A	<p>児童虐待相談受付件数 232件</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>困難事例の増加により、1件あたりの支援を継続する期間が長期化しており、一機関が支援できる適正な数量を超過するおそれがある。</p>
				障がい事業課	A	<p>【担当課評価】 通報窓口の設置：2 障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の把握や通報・届出があった際に対応を行った。</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>困難ケースの対応等、迅速に対応できる体制をより一層整えていく。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>虐待の把握や通報・届出があった際に迅速に対応を行う。</p>

3. 子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取り組みを強化します。	①虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	1. 虐待の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待の通報窓口を設置し、実態を把握します。	猫実地域包括支援センター	A	<p>【担当課評価】 通報窓口の設置：2 実態の把握：2 高齢者虐待対応件数 養護者による虐待 通報・相談 73件 (うち虐待と認定したケース 40件)</p> <p>【事業実施上の課題】 虐待の通報窓口について、引き続き市民に周知していく必要がある。</p>
		2. 虐待防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」の周知を行います。	こども家庭支援センター	A	<p>浦安駅・新浦安駅・舞浜駅にて、児童相談所・警察署・主任児童委員と連携して啓発物資を配布し周知を行った。啓発チラシを市内各小・中学校、保育園に配布した。</p> <p>【事業実施上の課題】 広報活動を進めることで、児童虐待相談受付件数の増加のみが注目されるなど、子育て世帯への誤った認識が広まることで、逆に子育て世帯にとって窮屈な印象を与えてしまう恐れがあり、検討が必要である。</p>
				こども課	A	<p>児童虐待から子どもを守るための児童虐待予防と防止に関する施策の推進を目的とした「浦安市の子どもをみんなで守る条例」を平成24年4月1日公布、7月1日施行し、この条例の周知及び子どもに対する児童虐待についての知識普及や啓発を目的とした子ども向けリーフレットを全公立小・中学校新入生に配付した。</p> <p>【事業実施上の課題】 条例の啓発・広報とともに、児童虐待を早期に発見することを目的に、市職員に対する研修を実施するなど、条例の趣旨と市職員が置かれている立場の理解を深める機会を設ける必要がある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 26年度と同様に引き続き啓発・広報を継続して実施する。</p>
				障がい事業課	A	<p>年間を通じて、各種イベントや事業等で、障がい者虐待の広報・啓発などを行った。企業向けに障がい者虐待防止に関する講演会を行った。</p> <p>【事業実施上の課題】 今後更に、広報・啓発活動を行い、虐待の防止などの取り組みが必要に感じる。児童虐待やこども条例と連動したの広報・啓発の仕組みについては検討する必要があると感じる。</p>
	②虐待防止に向けた相談・救済体制の整備	1. 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	問題解決のため、担当課、関係機関との連携を進めます。	猫実地域包括支援センター	A	<p>【担当課評価】 広報/啓発：3 ・市民に対する高齢者虐待に関する普及啓発認知症サポーター養成講座と併せ高齢者虐待の啓発講座 講座・研修会・イベントにて、パンフレットやチラシの配布 ・地域密着型施設職員に対する高齢者虐待防止対応研修 ・行政職員と地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待対応研修 ・行政職員と地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待対応研修</p> <p>【事業実施上の課題】 高齢者虐待・虐待通報窓口について、引き続き市民に周知していく必要がある。</p>
男女共同参画センター				A	<p>こども家庭支援センター、社会福祉課、障がい福祉課、など相談者の抱えている問題や家族構成を考慮しながら各関係部署と情報を共有し問題解決の支援を行った。</p>	

課題8 推進体制の強化

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. 男女共同参画社会の実現に向け推進体制を強化します。	①男女共同参画推進会議の充実	1. 男女共同参画推進会議の設置・開催	学識経験者・団体代表、市民で構成される男女共同参画推進会議を設置し、事業調査の報告や諮問、答申等を行います。	男女共同参画センター	A	第8期及び第9期男女共同参画推進会議は 会議回数3回(第8期：H26. 5/16, 第9期：10/3, H27. 2/20)開催した。主な議題は第8期は「第2次うらやす男女共同参画プラン」進捗状況と女性プラザの名称変更に伴い、広く愛称の募集を行い選定をした。第9期は委嘱状交付、事例研究会、「第2次うらやす男女共同参画プラン」の事業報告しご意見を伺った。
	②庁内推進体制の強化	1. 男女共同参画庁内推進会議の設置・開催	各部の次長で構成される男女共同参画庁内推進会議を設置し、事業調査の報告、課題についての検討を行います。	男女共同参画センター	A	26年度は2回開催した。 第1回5/28 ・「第2次うらやす男女共同参画プラン」進捗状況の報告と公募した男女共同参画センターの愛称の選出を行った。 第2回1/30 ・「第2次うらやす男女共同参画プラン」事業調査報告を行った。
		2. 市職員による委員会活動	市職員による男女共同参画推進委員会を設置し、男女共同参画を推進します。	男女共同参画センター	B	事業実施上の課題として各部署への男女共同参画の理解を得ること、委員会の目的、成果について検討する必要があるが、職員の業務量などを考慮し、検討する必要がある。
	③男女共同参画センター機能の拡充	1. 先進事例の調査・研究	男女共同参画推進に関する先進事例の調査・研究をします。	男女共同参画センター	A	・情報収集として男女共同参画に関する新聞記事を中心にテーマごとクリッピングをした。
		2. 男女共同参画センター機能の強化	男女共同参画を推進する拠点として、相談・情報提供・ネットワークづくり等の機能を強化します。	男女共同参画センター	A	ネットワークづくりとして、「女(ひと)と男(ひと)うらやすかがやきフォーラム」実施にあたって講演会以外に親子で参加できるイベントブースを設けた。イベントブースでは、主に市内の女性団体の協力を得て開催したもので、ネットワークづくりとしても、26年度のフォーラムは成果を上げることができたと考える。また、情報提供として講座、資料の貸出・閲覧、電話での問い合わせがあるが、26年度の利用者数は相談者数も含め1,498人で25年度1,377人を上回ることができた。
2. 男女共同参画に関する調査・研究を行います。	①男女共同参画に関する意識実態調査の実施・公表	1. 市民を対象とした調査の実施・公表	市民を対象とした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します。	男女共同参画センター	C	・H27年度調査実施予定

2. 男女共同参画に関する調査・研究を行います。	①男女共同参画に関する意識実態調査の実施・公表	2. 職員を対象とした調査の実施・公表	職員を対象とした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します。	男女共同参画センター	C	・H27年度調査実施予定
		3. 市内事業所を対象とした調査の実施・公表	市内事業所を対象とした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します。	男女共同参画センター	C	・H28年度調査実施予定
	②ジェンダー統計の収集・提供	1. ジェンダー統計の集計・提供	市内、国内外のジェンダー統計を収集し提供します。	男女共同参画センター	A	国内については「男女共同参画統計データブック」「男女共同参画白書」等で情報提供を行っている市内については、正確な情報収集が課題となっている。 【次年度以降の事業の方向性】 ・市民意識調査、職員意識調査、事業所調査の結果から分析していく。
	③男女共同参画条例の調査・研究	2. 男女共同参画条例の調査・研究	男女共同参画条例に関する先進事例の調査・研究をします。	男女共同参画センター	A	・内閣府のHPで、条例制定状況を把握したが、具体的に研究までには至っていない。
3. 課題解決に向け計画の進行管理を強化します。	①計画の進行管理の強化	1. 計画の進行管理	事業調査を実施し、公表します。また、男女共同参画推進会議、男女共同市内推進会議への報告をします。	男女共同参画センター	A	事業調査の報告は2月20日に開催した第9期男女共同参画推進会議及び男女共同市内推進会議で報告し、市のHPで公表した。

担当者:	内線:
------	-----

課題 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

取り組みの概要

施策の方向2	就業継続に向け保育や子育てを応援します
基本事業①	男女が共に就業継続できる育児支援の充実
具体的な取り組み	保育事業の充実
取り組みの内容	施設の整備、産休明け保育、延長保育、病後児保育、一時預かり、保育ママ事業を実施します。
担当部署	保育幼稚園課

該当するものを○で囲ってください。例) 取り組みの内容で6事業の内、5事業行った場合は「一部実施した」になります。

事業の実績

事業の実施区分	平成26年度の実施状況		
A	全部実施した	一部実施した	※全部実施しなかった

事業実績

- 1) 上記「取り組みの内容」欄に記載の事業について、平成25年度に取組んだ内容について詳細を記入してください。(この例の場合、「取り組みの内容」の6事業についてそれぞれ記載してください。)
- また、実施した取り組みが目標達成に向け、どのように影響したかを併せて記入してください。
- 2) 取り組みはしているものの、利用者がいなかった場合は、「実施はしたが利用者はいなかった」など、状況を記入してください。

※「全部実施しなかった」に○の場合は「事業実績」に実施しなかった理由を記載してください。また、「次年度以降の事業の方向性」欄に、方向性を記載してください。

事業評価

・施設の整備	3・2・1	・産休明け保育	3・2・1
・一時預かり	3・2・1	・病後児保育	3・2・1
・延長保育	3・2・1	・保育ママ事業	3・2・1

事業実施上の課題

事業を実施している(あるいは今後していく)上で、課題がありましたら

- 3: 前年度以上の数値を上げることができた。
アンケート結果から予想以上の反響があったなど
- 2: 例年どおりの実績である
- 1: 前年度以下の実績であった
- ※上記の3段階に該当しない場合は、空欄にし、「事業実施上の課題」欄にコメント

次年度以降の事業の方向性

上記「取り組みの内容」欄に記載の事業について、次年度以降の事業の方向性を記入してください。

目標値について

「第2次うらやす男女共同参画プラン」では評価を明確化するために数値化で定期的に計ることができる項目に関して目標値を設定しています。調査方法としてプラン見直しにあたる5年後の市民意識調査または各担当課の回答で調査します。調査値は担当課の回答を結果として表記しました。

目標値

課題	内容	28年度目標値	27年度値	26年度値	25年度値	24年度値	22年度値	調査方法
1	性別役割分業意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)を持たない人の割合	50%		—	—	—	34.6%	市民意識調査
	「男女共同参画」という言葉の認知度	70%		—	—	—	35.5%	市民意識調査
2	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	70%		—	—	—	34.7%	市民意識調査
	「男性の家事・育児・介護に費やす時間」	2時間/1日		—	—	—	59分/1日	市民意識調査
	保育所の待機児童数	0人		29人 (27年4/1現在)	67人 (26年4/1現在)	82人 (25年4/1現在)	63人	保育幼稚園課
	市役所の男性職員の育児休業取得	13%		1人	1人	0人	0人	人事課
3	「ポジティブ・アクション」という言葉の認知度	70%		—	—	—	17.7%	市民意識調査
	市役所女性管理職(課長級相当)職員の割合	30%		次長級 0% 課長級 15.2% (27年4/1現在)	次長級 0% 課長級 11% (26年4/1現在)	次長級 3.3% 課長級 9.6% (25年4/1現在)	課長級 2.2%	人事課
	中学校の教頭以上の女性の割合	30%		22.0%	18.8%	18.8%	12.5%	学務課
	女性のいない審議会の数	0%		4	4	5	4	協働推進課
4	女性消防団員の割合	20%		15.0%	13.4%	12.7%	12.7%	消防本部
6	子宮がん検診受診率	50%		32.2%	31.8%	35.3%	38.9%	健康増進課
	乳がん検診受診率	50%		マンモグラフィ検診16.3% エコー検診18.1%	マンモグラフィ検診16.5% エコー検診18.0%	マンモグラフィ検診19.5% エコー検診19.7%	16.6%	健康増進課
7	男女共同参画センターで行う相談事業の認知度	70%		—	—	—	7.5%	市民意識調査
8	男女共同参画センター「ルピナス」の認知度(旧女性プラザ)	70%		—	—	—	10.7%	市民意識調査